



船橋市実施計画

令和8(2026)年度～令和10(2028)年度

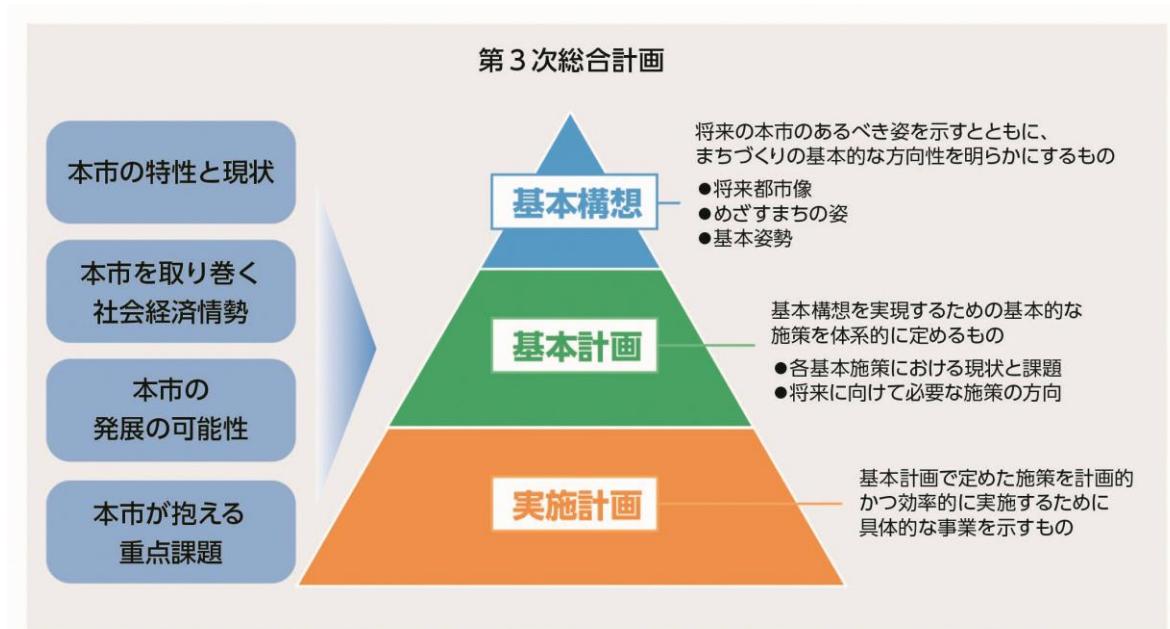
目 次

| | | |
|---------------------------------------|-------|----|
| 1 実施計画の概要について | | 4 |
| 2 令和8(2026)年度当初予算案の概要 | | 6 |
| 3 基本施策別事業 | | 11 |
| 1. 健康増進 | | 16 |
| 2. 地域医療 | | 19 |
| 3. 高齢者福祉 | | 21 |
| 4. 地域福祉・生活困窮者支援 | | 24 |
| 5. 障害福祉 | | 26 |
| 6. 国民健康保険・介護保険 | | 29 |
| 7. 子ども・子育て支援 | | 30 |
| 8. 学校教育 | | 35 |
| 9. 生涯学習 | | 39 |
| 10. 文化・スポーツ | | 41 |
| 11. 防災・減災 | | 44 |
| 12. 消防 | | 49 |
| 13. 市民活動 | | 52 |
| 14. 多文化共生・男女共同参画・平和 | | 54 |
| 15. 住まい | | 56 |
| 16. 生活安全・生活衛生 | | 58 |
| 17. 商工業 | | 61 |
| 18. 農水産業 | | 64 |
| 19. 計画的な都市づくり | | 66 |
| 20. 道路・交通 | | 68 |
| 21. 汚水処理 | | 72 |
| 22. 自然との共生 | | 74 |
| 23. 環境負荷の低減 | | 77 |
| 24. 広報広聴・魅力発信 | | 80 |
| 25. その他の取組 | | 82 |
| 4 担当課別事業索引 | | 83 |
| 5 追加事業・削除事業・重点事業候補一覧 | | 95 |
| 6 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の果たし得る役割 | | 99 |

1 実施計画の概要について

(1) 実施計画の位置づけ

実施計画は、3層で構成する第3次船橋市総合計画の3階層目に位置する計画です。



基本構想では、『人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋』を「将来都市像」に掲げるとともに、各分野横断的な目標とする5つの「めざすまちの姿」、計画の推進に当たって、各分野において共通して踏まえるべき事項となる2つの「基本姿勢」を示しています。

基本計画では、24の基本施策に基づき、施策体系を整理し、施策ごとに現状と課題を分析し、それを踏まえ、将来に向けて必要な施策の方向を示しています。

実施計画は、市の重点課題の解決や市の将来の発展に寄与し、重点的に推進する事業を中心に位置付けます。

(2) 実施計画の構成

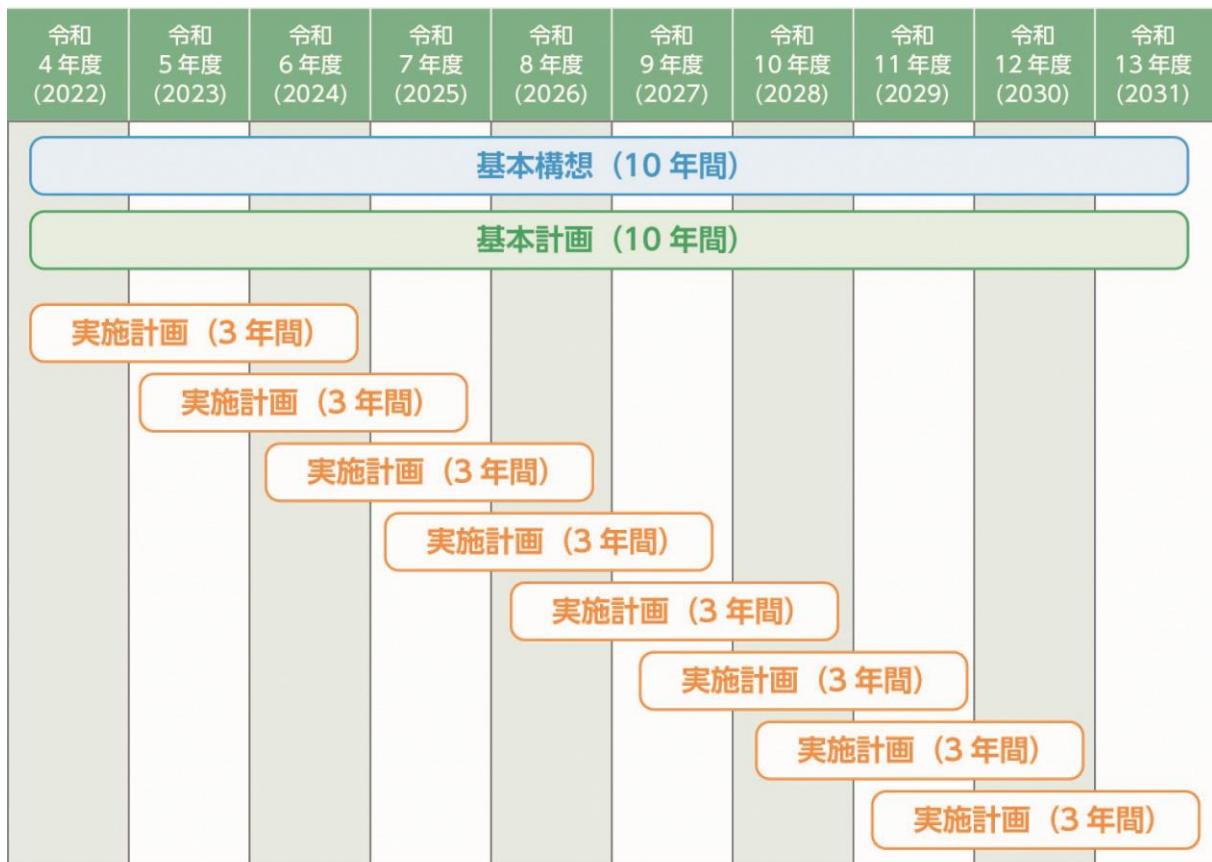
基本計画の基本施策ごとに、各施策の目的を達成する手段として取り組む事業を「計画事業」と「主要な事業」に分けて掲載しています。

- ◆ 計画事業…施設や都市基盤の整備を中心に、複数年度にわたって計画的に推進する事業
- ◆ 主要な事業…基本計画の主な取り組みに関連する事業や、令和8(2026)年度に実施する主な事業

(3)計画の期間

第3次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間です。

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度事業の追加や見直しを行うローリング方式とします。



(4)計画の進行管理

第3次総合計画の進捗管理に当たっては、基本計画の施策単位で成果を測る指標及び目標値・見込量を実施計画において設定し、施策の進捗の分析・評価の結果を3年に1度公表します。指標及び目標値は3年ごとに見直しを行います。



2 令和8(2026)年度当初予算案の概要

【令和8(2026)年度当初予算案】

令和8(2026)年度の一般会計の予算規模は、前年度比138億4,000万円、5.4%増の2,706億4,000万円となり、過去最大となりました。

予算案では、第3次総合計画基本構想で示す将来都市像「人も まちも 輝く 笑顔 あふれる 船橋」の実現を目指し、安心して子供を産み育てることのできる環境の整備や、児童・生徒への多様な支援体制の整備、教育環境の充実、自然災害等への対策、都市基盤の整備など、社会情勢の変化や生じている課題に対応するために、今取り組むべき施策を中心に予算を計上しました。

また、令和7(2025)年に重点事業候補(※)に選定した事業に係る経費や、令和8(2026)年7月に開設する児童相談所の運営費、自治体DXの推進に係る経費などの予算を計上するとともに、物価や労務単価の上昇を適切に反映した予算としました。

※ 重点事業候補とは、第3次船橋市総合計画基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現や、社会経済情勢の変化による新たな課題に的確に対応するため、予算編成開始前において選定した新規・拡大事業。

予算規模

(単位：千円)

| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 増減額 | 増減率 | |
|-----------|--------------|-------------|-------------|------------|--------|
| 一般会計 | 270,640,000 | 256,800,000 | 13,840,000 | 5.4% | |
| 特別会計 | 国民健康保険 | 51,134,000 | 50,622,000 | 512,000 | 1.0% |
| | 公共用地先行取得 | 1,521,000 | 478,000 | 1,043,000 | 218.2% |
| | 船橋駅南口市街地再開発 | 698,000 | 691,000 | 7,000 | 1.0% |
| | 介護保険 | 57,134,000 | 54,269,000 | 2,865,000 | 5.3% |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 72,000 | 117,000 | △45,000 | △38.5% |
| | 後期高齢者医療 | 11,861,000 | 10,271,000 | 1,590,000 | 15.5% |
| 計 | | 122,420,000 | 116,448,000 | 5,972,000 | 5.1% |
| 企業会計 | 地方卸売市場 | 1,466,000 | 1,348,000 | 118,000 | 8.8% |
| | 病院 | 23,842,000 | 23,801,000 | 41,000 | 0.2% |
| | 下水道 | 41,255,817 | 39,760,601 | 1,495,216 | 3.8% |
| 計 | | 66,563,817 | 64,909,601 | 1,654,216 | 2.5% |
| 特別会計・企業会計 | | 188,983,817 | 181,357,601 | 7,626,216 | 4.2% |
| 合計 | | 459,623,817 | 438,157,601 | 21,466,216 | 4.9% |

【一般会計 歳入】

歳入の4割を占める市税については、個人市民税の納税義務者数増加や固定資産税の家屋新築等を見込み、前年度比34億4,260万円増の1,171億5,550万円を計上しています。

また、令和8(2026)年度から県の補助金を活用して小学校の給食無償化を実施することに伴い、県支出金が増加する一方、諸収入(保護者から徴収する給食費)が減少しています。

市債については、学校の校舎建替えや消防局庁舎の建設などのため、前年度比32億7,440万円、19.2%増の203億4,060万円を計上しています。

歳入予算額対前年度比較

(単位:千円)

| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------------------|-------------|-------------|------------|--------|
| 市税 | 117,155,500 | 113,712,900 | 3,442,600 | 3.0% |
| 地方譲与税 | 967,500 | 982,900 | △15,400 | △1.6% |
| 利子割交付金 | 498,200 | 100,100 | 398,100 | 397.7% |
| 配当割交付金 | 1,225,500 | 815,000 | 410,500 | 50.4% |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,146,400 | 967,400 | 179,000 | 18.5% |
| 地方消費税交付金 | 17,799,600 | 16,981,200 | 818,400 | 4.8% |
| ゴルフ場利用税交付金 | 3,300 | 3,100 | 200 | 6.5% |
| 法人事業税交付金 | 1,306,400 | 1,273,600 | 32,800 | 2.6% |
| 自動車取得税交付金 | 100 | 100 | 0 | 0.0% |
| 環境性能割交付金 | 200 | 239,700 | △239,500 | △99.9% |
| 国有提供施設等 所在市助成交付金 | 200,000 | 200,000 | 0 | 0.0% |
| 地方特例交付金 | 805,900 | 1,063,100 | △257,200 | △24.2% |
| 地方交付税 | 12,328,600 | 8,782,800 | 3,545,800 | 40.4% |
| 交通安全対策特別交付金 | 45,700 | 53,600 | △7,900 | △14.7% |
| 分担金及び負担金 | 1,363,400 | 1,292,900 | 70,500 | 5.5% |
| 使用料及び手数料 | 4,647,400 | 4,703,500 | △56,100 | △1.2% |
| 国庫支出金 | 51,917,300 | 51,957,000 | △39,700 | △0.1% |
| 県支出金 | 19,143,500 | 17,047,700 | 2,095,800 | 12.3% |
| 財産収入 | 777,600 | 729,800 | 47,800 | 6.5% |
| 寄附金 | 2,058,300 | 1,694,300 | 364,000 | 21.5% |
| 繰入金 | 8,910,100 | 7,293,600 | 1,616,500 | 22.2% |
| 繰越金 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.0% |
| 諸収入 | 7,698,900 | 9,539,500 | △1,840,600 | △19.3% |
| 市債 | 20,340,600 | 17,066,200 | 3,274,400 | 19.2% |
| 合計 | 270,640,000 | 256,800,000 | 13,840,000 | 5.4% |

【主な一般財源】

市が使い道を自由に決められる一般財源の総額は1,674億2,069万円となり、前年度比85億1,287万円、5.4%の増となりました。

一定の行政サービスを提供できるよう地方公共団体の財源を保障するために交付される普通交付税については、令和7(2025)年度の本市の交付基準額や国が作成する令和8(2026)年度地方財政対策における地方交付税の増加などを考慮し、前年度比16億7,000万円増の100億円を計上しています。

財源調整基金繰入金については、資材価格・労務単価の高騰などに対応しつつ、今取り組むべき施策を予算化したことなどにより、前年度比2億円増の65億円を計上しています。

主な一般財源

(単位:千円)

| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 増減額 | 増減率 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-------|
| 市税 | 117,155,500 | 113,712,900 | 3,442,600 | 3.0% |
| うち個人市民税 | 52,319,000 | 51,116,400 | 1,202,600 | 2.4% |
| うち法人市民税 | 5,835,100 | 5,228,900 | 606,200 | 11.6% |
| うち固定資産税 | 43,064,400 | 41,677,700 | 1,386,700 | 3.3% |
| うち都市計画税 | 8,967,200 | 8,728,100 | 239,100 | 2.7% |
| 地方消費税交付金 | 17,799,600 | 16,981,200 | 818,400 | 4.8% |
| 普通交付税 | 10,000,000 | 8,330,000 | 1,670,000 | 20.0% |
| 臨時財政対策債 | 0 | 0 | 0 | — |
| 財源調整基金繰入金 | 6,500,000 | 6,300,000 | 200,000 | 3.2% |
| その他 | 15,965,585 | 13,583,719 | 2,381,866 | 17.5% |
| 一般財源 | 167,420,685 | 158,907,819 | 8,512,866 | 5.4% |

※ 一般財源と特定財源

一般財源とは、市が受け取る時点で使い道があらかじめ決まっていない収入です。

特定財源とは、学校、道路の建設事業に使うために国から交付される補助金や、施設の改修や建て替えなどに使うための国や銀行から借りる市債などの収入です。

※ 臨時財政対策債とは、普通交付税で賄えない地方の財源不足を補うために発行する市債ですが、令和7(2025)年度以降は国的新規発行額がゼロとなっていることから、予算計上していません。なお、この市債の償還に係る元金と利子については、将来の基準財政需要額に算入されることになります。

【一般会計 歳出(目的別)】

一般会計の歳出を、経費の目的別にみると、民生費は、児童相談所の開設による新たな業務の開始、障害児・者への給付や保育所等への運営費の増加などにより、前年度比55億5, 440万円増の1, 298億3, 160万円で、一般会計全体の48. 0%(令和7(2025)年度の構成比は48. 4%)を占めています。

教育費は、海神中学校及び宮本中学校の校舎建替事業や公民館の大規模改修工事などにより、前年度比43億5, 040万円、14. 2%増となりました。

衛生費は、病院事業会計への負担金や個別予防接種費の増加などにより、前年度比23億7, 140万円、12. 8%増となりました。

総務費は、定額減税補足給付金給付事業の終了や、戸籍業務・税関連業務などについて、国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行するための経費の減少などにより、前年度比21億8, 710万円、9. 6%減となりました。

歳出予算額対前年度比較（目的別）

(単位：千円)

| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 増減額 | 増減率 |
|--------|-------------|-------------|------------|-------|
| 議会費 | 996,500 | 1,030,900 | △34,400 | △3.3% |
| 総務費 | 20,671,700 | 22,858,800 | △2,187,100 | △9.6% |
| 民生費 | 129,831,600 | 124,277,200 | 5,554,400 | 4.5% |
| 衛生費 | 20,923,800 | 18,552,400 | 2,371,400 | 12.8% |
| 労働費 | 227,900 | 199,500 | 28,400 | 14.2% |
| 農林水産業費 | 609,500 | 524,200 | 85,300 | 16.3% |
| 商工費 | 4,285,400 | 4,426,900 | △141,500 | △3.2% |
| 土木費 | 26,465,400 | 26,672,500 | △207,100 | △0.8% |
| 消防費 | 9,318,400 | 7,359,800 | 1,958,600 | 26.6% |
| 教育費 | 35,007,400 | 30,657,000 | 4,350,400 | 14.2% |
| 公債費 | 22,002,400 | 19,940,800 | 2,061,600 | 10.3% |
| 予備費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 270,640,000 | 256,800,000 | 13,840,000 | 5.4% |

【一般会計 歳出(性質別)】

歳出を経費の性質別にみると、職員給料などの人件費、医療の給付費や生活保護など福祉に係る経費である扶助費、そして市の借金である市債を返済する公債費の3つの経費(義務的経費)が、全体の55.3%を占めています。

扶助費は、障害児・者への給付や保育所等の運営費の増加などにより、前年度比40億9,431万円、5.3%の増となりました。

普通建設事業費は、中学校の校舎建替事業や公民館の大規模改修工事など、計画的な公共施設の改修に取り組むため、前年度比12億9,481万円、5.1%の増となりました。

物件費は、個別予防接種費の増加や、児童相談所の開設に係る施設管理経費などにより、前年度比17億7,443万円、4.1%の増となりました。

歳出予算額対前年度比較（性質別） (単位：千円)

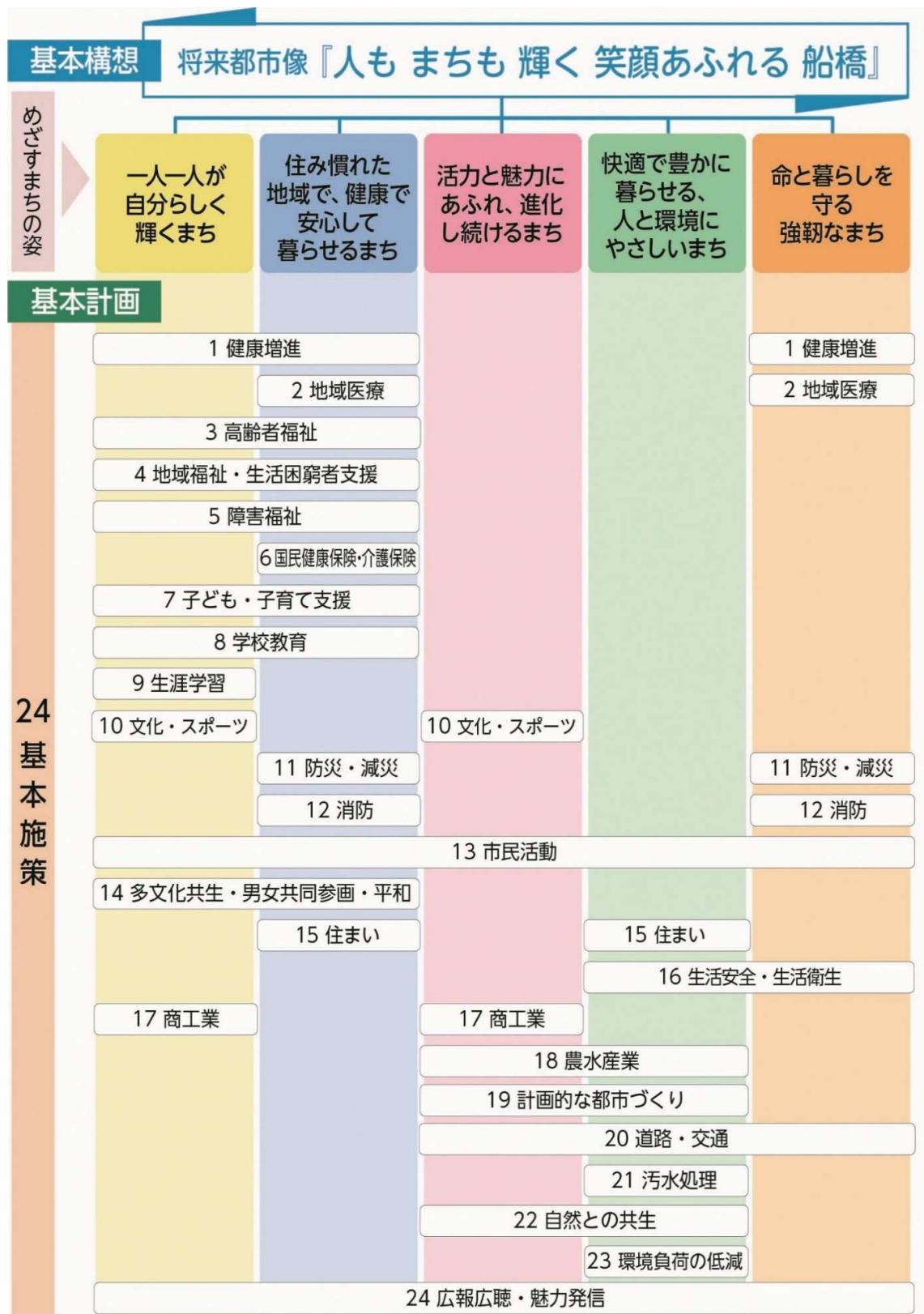
| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------|-------------|-------------|------------|--------|
| 人件費 | 46,971,385 | 43,899,987 | 3,071,398 | 7.0% |
| 扶助費 | 80,631,129 | 76,536,822 | 4,094,307 | 5.3% |
| 公債費 | 22,006,600 | 19,944,052 | 2,062,548 | 10.3% |
| 普通建設事業費 | 26,588,384 | 25,293,573 | 1,294,811 | 5.1% |
| 補助事業 | 5,949,309 | 7,924,885 | △1,975,576 | △24.9% |
| 単独事業 | 20,639,075 | 17,368,688 | 3,270,387 | 18.8% |
| 物件費 | 44,640,640 | 42,866,208 | 1,774,432 | 4.1% |
| 維持補修費 | 1,645,464 | 1,618,477 | 26,987 | 1.7% |
| 補助費等 | 20,450,005 | 19,016,990 | 1,433,015 | 7.5% |
| 積立金 | 572,466 | 924,128 | △351,662 | △38.1% |
| 投資及び出資金 | 1,345,450 | 1,424,805 | △79,355 | △5.6% |
| 貸付金 | 2,665,252 | 2,884,594 | △219,342 | △7.6% |
| 繰出金 | 22,823,225 | 22,090,364 | 732,861 | 3.3% |
| 予備費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 270,640,000 | 256,800,000 | 13,840,000 | 5.4% |

3 基本施策別事業

基本施策とめざすまちの姿の関係

基本構想に掲げる5つの「めざすまちの姿」の実現に向けては、関連する複数の基本施策が相互に連携しながら、推進していく必要があります。

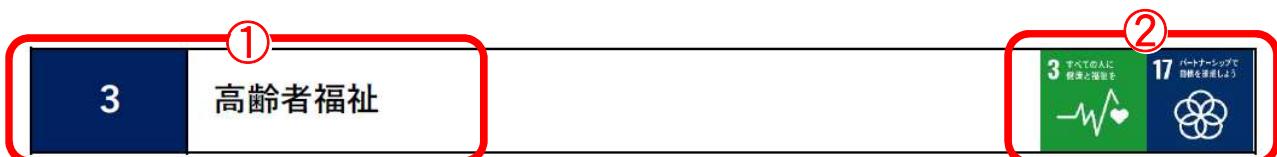
下図は、5つの「めざすまちの姿」に、特に関連する基本施策の関係性をマトリックス型で示したものです。



基本計画の体系図



基本施策別事業のページの見方



基本施策を構成する施策の方向

施策1 生きがいづくり

高齢者がそれぞれ生きがいを持ちながら暮らせるよう、活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいづくりのための事業の充実や周知を図ります。

施策2 施設整備・人材確保の推進

重度要介護者の入所待機の減少を図るため、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備します。
介護人材の確保に向け、外国人等を含めた多様な人材の参入促進や資質の向上などに取り組むとともに、介護人材の定着に取り組みます。

施策3 相談支援体制の充実

認知症になつても、安心して地域で暮らせるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。
複雑化する相談内容に対応するため、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。

施策4 生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援します。

| 状態・課題指標 | | | | |
|-------------------------------|------------------|-------|------------------|---|
| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 |
| 高齢者基本調査で「趣味や生きがいがある」と回答した人の割合 | 73.2% (令和4年度) | ↑ | 77.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) (施策1)生きがいづくり |
| 特別養護老人ホーム入所待機者 | 360人 (令和5年度) | ↓ | - | - (施策2)施設整備・人 材確保の推進 |

| 成果指標 | | | | |
|---|--------------------|-------|---------------------|------------------------------------|
| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連事業番号 |
| 高齢者いきいき健康教室受講者数 (施策1)生きがいづくり | 442人 (令和5年度) | ↑ | 750人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) 3-1-1 |
| 特別養護老人ホーム整備床数(累計) (施策2)施設整備・人材確保の推進 | 2,476床 (令和5年度) | ↑ | 2,756床 (令和9年度) | - 3-2-1 |
| 初任者研修に係る費用助成事業の利 用者数 (施策2)施設整備・人材確保の推進 | 71人 (令和5年度) | ↑ | 90人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) 3-2-4 |
| 在宅介護支援センター及び地域包括 支援センターで対応した相談件数 (施策3)相談支援体制の充実 | 96,599件 (令和5年度) | - | 109,900件 (令和9年度) | 114,800件 (令和13年度) 3-3-4 |
| 家事援助事業ボランティア登録数 (施策4)生活支援の充実 | 637人 (令和5年度) | ↑ | 702人 (令和9年度) | 755人 (令和13年度) 3-4-1 |

計画事業

| | | | | | |
|-----------|---|------------------|-------------------|--------------|------------|
| 事業名 | 特別養護老人ホーム整備促進事業 | | | 担当課 | 高齢者福祉課 |
| 事業番号 | 3-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 479,000 千円 |
| 実施内容 | 特別養護老人ホームの整備促進を図るため、整備を行う事業者へ補助金を交付し、令和10年度までに180床の整備を行います。 | | | | |
| 事業指標 ⑫ | 年度 内容 | R8 90床 竣工(西船) | R9 90床 竣工(新高根) | R10 - | |

主要な事業

3-1-1. 高齢者いきいき健康教室

高齢者福祉課

楽しく体を動かすことにより閉じこもりの防止や健康維持、体力増進を図るため、高齢者等を対象に健康教室を開催します。

3-2-2. 介護人材バンク事業

地域包括ケア推進課

介護人材の確保及び定着を図るため、「船橋市介護人材無料職業紹介所」において、ケアマネジャー等の資格を有する職員による相談受付、職業紹介、研修会の開催等を実施し、介護職を目指す求職者と市内の介護施設・事業者のマッチングを支援します。

基本施策別事業のページの見方

① 基本施策番号とその名称を示しています。

② 基本施策ごとに関連するSDGsのゴールを示しています。

③ 基本施策ごとに将来に向けて必要な施策の方向を示しています。

④ 施策実施の背景・前提となっている課題の状況・状態を示す指標を「状態・課題指標」として設定しています。

⑤ 市が実施する事務事業によって発生する成果を測定するための指標を「成果指標」として設定しています。

⑥ 原則として最新の実績値を設定しています。なお、一部の指標では過去の実績値を設定しています。

⑦ 基準値から令和9年度の目標・見込量に向けた数値の目指す方向を示しています。相談件数や施設整備に関する指標は、増加や減少を目指すものではないことから、「-」で示しています。

⑧ 令和9年度に達成を目指す目標を示しています。市の事業実施による関与が薄かったり、具体的な目標値を設定することが難しかったりする指標については、「-」で示しています。また、相談件数に関する指標は見込み量を示しています。

⑨ 総合計画の計画期間の最終年度である令和13年度に達成を目指す目標を参考値として示しています。なお、令和9年度と同じ水準を維持する見込みである場合は、「令和9年度と同水準」として示しています。※参考値は、指標に関連する各分野の個別計画における数値の変更等により、適宜見直しを行います。

⑩ 当該指標により課題の状況・状態を示す施策を示しています。

⑪ 指標の推移に関連性の深い事業の番号を示しています。

⑫ 計画期間中に予定している実施内容や施工箇所等を示しています。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 健康づくり

市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な健康づくりを促進する環境整備を行います。
高齢者が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の発症の予防に取り組めるよう、健康づくりや介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。

施策2 疾病予防対策の充実

がんや生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防のため、がん検診や健康診査、保健指導を実施します。
感染症等の蔓延予防及び医療費の抑制を図るため、適正な接種時期及び接種間隔に基づいた予防接種を実施します。

施策3 健康危機管理の強化

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止や新たな感染症の発生等に備え、市の業務継続体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。
食中毒予防のため、市民や事業者への衛生教育の充実を図ります。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|--|--------------------------------------|-------|-------------------------------|--------------------------------|----------------|
| | | | | (参考) | |
| 健康寿命の延伸 | 男性 80.4年 女性 84.6年 (令和4年) | ↑ | 平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加 (令和9年) | 平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加 (令和13年) | (施策1)健康づくり |
| 生活習慣病関連での死亡者数(人口10万人当たり) (①悪性新生物、②心疾患、③脳血管疾患) | ①250.4 ②118.2 ③62.2 (令和3年度) | ↓ | 減少傾向へ (令和9年度) | 減少傾向へ (令和13年度) | (施策2)疾病予防対策の充実 |
| 食中毒発生件数 | 8件 (令和5年度) | ↓ | 6件 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)健康危機管理の強化 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|--|-------|--|---|--------|
| | | | | (参考) | |
| ふなばしシルバーリハビリ体操指導士により開催される体操教室数 (施策1)健康づくり | 75か所 (令和5年度) | ↑ | 110か所 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 1-1-2 |
| 公園を活用した健康づくり事業実施公園数 (施策1)健康づくり | 36か所 (令和4年4月) | ↑ | 54か所 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 1-1-5 |
| 特定健康診査受診率 (施策2)疾病予防対策の充実 | 41.4% (令和5年度) | ↑ | 56.0% (令和9年度) | 60.0% (令和11年度 以降) | 1-2-1 |
| 特定保健指導実施率 (施策2)疾病予防対策の充実 | 29.0% (令和5年度) | ↑ | 50.0% (令和9年度) | 60.0% (令和11年度 以降) | 1-2-2 |
| がん検診受診率(①肺、②大腸、③胃、④子宮、⑤乳) (施策2)疾病予防対策の充実 | ①9.1%、 ②8.7%、③4.5%、 ④20.4%、⑤22.1% (令和5年度) | ↑ | 60.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 1-2-3 |
| 食品等事業者に対する講習会参加者数 (施策3)健康危機管理の強化 | 集合形式914人 オンライン形式 588人 (令和5年度) | → | 集合形式800人 オンライン形式 800人 (令和9年度) | 1,600人 (集合、オンライン 形式の合計 人数) (令和13年度) | 1-3-1 |
| 新たな感染症発生に備えた保健所職員等の研修・訓練及び医療機関等と連携した合同訓練等の実施回数 (施策3)健康危機管理の強化 | 1回 (令和5年度) | ↑ | 3回 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 1-3-2 |

主要な事業

1-1-1. ふなばし健康ポイント事業 拡大

地域保健課

健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、健康に関する行動(ウォーキング、教室参加、健診受診など)によりポイントが獲得でき、貯めたポイントに応じて様々な特典が得られる健康ポイント事業を実施します。

令和8(2026)年度は、景品のランクを追加し、景品単価の最高額を引き上げるとともに、景品を全員に配付します。

1-1-2. ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業

健康づくり課

誰にでもできる「ふなばしシルバーリハビリ体操」を普及するとともに、市民自らが体操指導士となり、体操教室を開催することで住民同士が支え合って健康の保持増進に取り組めるよう、公民館等でふなばしシルバーリハビリ体操教室及び体操指導士養成講習会を実施します。

1-1-3. 健康スケール事業

健康づくり課

生活機能の低下の恐れがある高齢者を介護予防事業へつなぎ、状態の悪化を防ぐため、高齢者に自身の健康状態を把握できる質問票による調査を行います。

1-1-4. 「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業

地域保健課

健康増進として野菜摂取量の増加を推進するため、市民に普及啓発を行うとともに、野菜をたくさん食べられる飲食店等を「ふなばしMOREベジ協力店」として登録し、PRします。

1-1-5. 公園を活用した健康づくり事業

地域保健課

身近な公園で手軽にできる運動習慣を身に付けられるよう、公園を活用した健康づくりを推進します。

1-2-1. 特定健康診査

健康づくり課

高血圧症、脳血管疾患、虚血性心疾患などの生活習慣病は、食生活や運動習慣を見直すことにより発症を予防することができる疾患です。これらの生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施します。受診券の個別通知、AIを活用した未受診者勧奨の実施に加え、関係機関との連携を図り、効果的な受診勧奨を実施します。

1-2-2. 特定保健指導

健康づくり課

生活習慣病の予防及び医療給付費の適正化を図るため、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクの高い方を対象に、生活習慣改善の必要性の気づきを与えるとともに、継続的に改善に取り組む行動変容を促す保健指導を実施します。

1-2-3. がん検診事業

健康づくり課

対象となる市民に対して、がん検診を実施します。国民健康保険加入者など、職域で受診機会がない方の受診率を向上させるため、特定健康診査との同時実施を促します。また、関係機関との連携を図り、効果的な受診勧奨を実施します。

令和8(2026)年度は、申し込みをしたことがある方へのみ受診券を発送している胃がん検診について、50歳・60歳に対しては申し込みの有無に問わらず発送し、受診率向上を図ります。

1-2-4. 個別予防接種事業 拡大

健康づくり課

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、並びに個人の発病又はその重症化を防止するため、予防接種法に基づく定期予防接種及び任意予防接種を実施します。

帯状疱疹ワクチンについては、50歳以上65歳未満の方に対して市独自の費用助成を継続します。

令和8(2026)年度から、妊娠28週～36週の妊婦を対象としたRSウイルス母子免疫ワクチンの定期予防接種を実施します。

また、65歳以上の方を対象に実施している高齢者インフルエンザ定期予防接種において、令和8(2026)年度から75歳以上の方は、従来の標準量ワクチンに加えて、標準量の4倍の抗原を含む高用量ワクチンを選択できるようにします。

なお、市独自に、接種期間中に75歳を迎える方は、満年齢到達前であっても高用量ワクチンを選択可能とします。

1-2-5. 骨粗しょう症検診事業

健康づくり課

早期に骨量減少者を発見して骨粗しょう症を予防するため、40歳から70歳までの5歳刻み年齢の女性に対して、骨粗しょう症検診を実施します。

1-3-1. 食品等事業者に対する衛生教育

衛生指導課

食品等事業者に対し、実務講習会、組合別講習会などに加え、HACCP講習会を開催しています。監視指導の実施の際には衛生管理に関する必要な情報を伝達します。

1-3-2. 新たな感染症発生に備えた研修・訓練等の実施

健康危機対策課

新たな感染症が発生した場合に備えるため、保健所職員等への研修・訓練を年2回以上、医療機関等と連携した合同訓練等を年1回以上それぞれ実施します。

1-3-3. 施設の感染症対応力向上に向けた研修等の実施

障害福祉課・指導監査課・高齢者福祉課・健康危機対策課

高齢者及び障害者が入所する施設の感染症対応力の向上を図るため、施設向けの研修等を実施します。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 在宅医療の推進

超高齢社会においても自宅等で適切な医療が受けられるよう、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。

施策2 難病患者等の支援体制の充実

指定難病や小児慢性特定疾病等を持つ患者や依存症の問題を抱える人が安心して生活・療養できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携や相談支援体制の充実により、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを行います。

施策3 医療提供体制の充実

市立医療センターが、救急医療及びがん医療を主体とする高度な急性期医療を提供する船橋地域の中核病院としての使命を果たせるよう、建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。

市民が医療機関等を安心して利用できるよう、市内医療機関等の医療安全管理体制の充実を図ります。

施策4 救急医療体制の充実

重症患者が必要な際に救急医療を適切に利用できるよう、関係機関との連携により救急医療体制の維持・充実を図るとともに、市民への救急医療に関する知識の普及啓発を行います。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|--------------------------|----------------|-------|----------------|-----------------|--------------------|
| | | | | (参考) | |
| 小児慢性特定疾病児の家族で困りごとがない人の割合 | 57% (令和5年度) | ↑ | 58% (令和9年度) | 59% (令和13年度) | (施策2)難病患者等の支援体制の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|--------------------------|-------|--------------------------|---------------------------|----------------|
| | | | | (参考) | |
| 「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数 (施策1)在宅医療の推進 | 399機関 (令和5年度) | ↑ | 490機関 (令和9年度) | 610機関 (令和13年度) | 2-1-1 |
| 在宅医療・介護連携に関する相談件数 (在宅医療支援拠点ふなばー相談件数) (施策1)在宅医療の推進 | 1,183件 (令和5年度) | — | 1,250件 (令和9年度) | 1,450件 (令和13年度) | 2-1-1 |
| 難病相談・小児慢性特定疾病相談件数 (施策2)難病患者等の支援体制の充実 | 1,702件 (令和5年度) | — | 1,750件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 2-2-1 2-2-2 |
| 医療センターの建て替え (施策3)医療提供体制の充実 | 実施設計・ 用地取得 (令和5年度) | — | 建築費高騰等を 踏まえた 事業の推進 | — | 2-3-1 |
| ふなばし健康ダイヤル相談件数 (施策4)救急医療体制の充実 | 93,052件 (令和5年度) | — | 93,000件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 2-4-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|----------------------|----------------------|----------------------|--------|
| 事業名 | 医療センター建替事業 | | | 担当課 | 新病院建設室 |
| 事業番号 | 2-3-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | - |
| 実施内容 | 市立医療センターが、救急医療及びがん医療を主体とする高度な急性期医療を提供する船橋地域の中核病院としての使命を果たせるよう、建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | |

主要な事業

2-1-1. 在宅医療支援拠点運営業務

地域包括ケア推進課

市民を対象とした在宅医療や介護に関する相談対応、情報提供、啓発活動のほか、医療・介護関係者を対象とした相談支援や情報提供等を行う在宅医療支援拠点ふなぼーとを運営します。

2-2-1. 難病相談事業

保健総務課

在宅で療養する難病患者及びその家族を支援するため、難病相談や講演会を実施します。また、難病患者を支援する人材を育成するため、保健師、看護師、ケアマネジャー等を対象に、難病に関する研修会を実施します。

2-2-2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

保健総務課

日常生活上での悩みや不安を抱えている小児慢性特定疾病児童等とその家族を対象に、自立支援員や保健師等による、地域における各種支援策の活用の提案や、関係機関との連絡・調整により、自立促進を図ります。

2-2-3. がん患者等支援事業 拡大

健康づくり課

がん患者の精神的・経済的な負担を軽減し、社会生活を支援することを目的に、治療に伴う外見の変化に対応するためのウイッグ及び胸部補整具の購入費を助成します。令和8(2026)年度からは、新たにがん以外の疾病の患者も対象とするとともに、人工乳房、鼻、耳などのエピテーゼの購入費助成を開始します。さらに、助成対象費用のうちウイッグ購入費については、18歳までは年度ごとに1回までの申請を可能とします。

また、住み慣れた自宅での療養を希望する末期がん患者のうち、介護保険制度の対象とならない40歳未満の方に対して、在宅療養に必要なサービスの利用に係る費用等を助成します。

2-3-2. 看護師等養成修学資金貸付事業

健康政策課

本市市域での就業看護職員を確保するため、市内の指定機関に勤務を予定している看護師等養成校の学生を対象に、修学資金の貸し付けを行います。

2-4-1. 健康医療相談事業

健康政策課

市民が急な病気や怪我で不安になった時に医師や保健師、看護師などが相談に応じたり、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診できる医療機関を案内する電話相談サービスである「ふなばし健康ダイヤル24」を24時間年中無休で実施します。

2-4-2. AED設置事業 拡大

健康政策課

市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市の公共施設、市内の24時間営業のコンビニエンスストア、私立認可保育所、幼稚園、認定こども園にAEDを設置します。

令和8(2026)年度は、新たに運動施設がある広場及び公園7か所に屋外設置用AED収納BOXを設置します。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 生きがいづくり

高齢者がそれぞれ生きがいを持ちながら暮らせるよう、活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいづくりのための事業の充実や周知を図ります。

施策2 施設整備・人材確保の推進

重度要介護者の入所待機の減少を図るため、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備します。介護人材の確保に向け、外国人等を含めた多様な人材の参入促進や資質の向上などに取り組むとともに、介護人材の定着に取り組みます。

施策3 相談支援体制の充実

認知症になっても、安心して地域で暮らせるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。複雑化する相談内容に対応するため、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。

施策4 生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | 関連施策名 | |
|-------------------------------|------------------|-------|------------------|---------------------------|-----------------------|
| | | | | (参考) | |
| 高齢者基本調査で「趣味や生きがいがある」と回答した人の割合 | 73.2% (令和4年度) | ↑ | 77.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | (施策1)生きがいづくり |
| 特別養護老人ホーム入所待機者 | 360人 (令和5年度) | ↓ | - | - | (施策2)施設整備・人 材確保の推進 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | 関連事業番号 | |
|---|--------------------|-------|---------------------|---------------------------|-------|
| | | | | (参考) | |
| 高齢者いきいき健康教室受講者数 (施策1)生きがいづくり | 442人 (令和5年度) | ↑ | 750人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 3-1-1 |
| 特別養護老人ホーム整備床数(累計) (施策2)施設整備・人材確保の推進 | 2,476床 (令和5年度) | ↑ | 2,756床 (令和9年度) | - | 3-2-1 |
| 初任者研修に係る費用助成事業の利 用者数 (施策2)施設整備・人材確保の推進 | 71人 (令和5年度) | ↑ | 90人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 3-2-4 |
| 在宅介護支援センター及び地域包括 支援センターで対応した相談件数 (施策3)相談支援体制の充実 | 96,599件 (令和5年度) | - | 109,900件 (令和9年度) | 114,800件 (令和13年度) | 3-3-4 |
| 家事援助事業ボランティア登録数 (施策4)生活支援の充実 | 637人 (令和5年度) | ↑ | 702人 (令和9年度) | 755人 (令和13年度) | 3-4-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|------------|-------------|--------------|------------|
| 事業名 | 特別養護老人ホーム整備促進事業 | | | 担当課 | 高齢者福祉課 |
| 事業番号 | 3-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 479,000 千円 |
| 実施内容 | 特別養護老人ホームの整備促進を図るため、整備を行う事業者へ補助金を交付し、令和10年度までに180床の整備を行います。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 90床 竣工(西船) | 90床 竣工(新高根) | | - |

主要な事業

3-1-1. 高齢者いきいき健康教室

高齢者福祉課

楽しく体を動かすことにより閉じこもりの防止や健康維持、体力増進を図るため、高齢者等を対象に健康教室を開催します。

3-2-2. 介護人材バンク事業

地域包括ケア推進課

介護人材の確保及び定着を図るため、「船橋市介護人材無料職業紹介所」において、ケアマネジャー等の資格を有する職員による相談受付、職業紹介、研修会の開催等を実施し、介護職を目指す求職者と市内の介護施設・事業者のマッチングを支援します。

3-2-3. 介護ロボット等導入支援事業費補助事業

高齢者福祉課

介護ロボットにより、介護環境の改善を図るとともに、広く一般に介護施設等による導入が可能となる先駆的な取組の実施や介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、介護施設等の大規模修繕に併せて行うロボット・ICTを導入する経費の一部を助成します。

3-2-4. 介護職員初任者研修等費用助成事業

介護保険課

介護職員の参入促進及び資質の向上を目的として、介護職員初任者研修や実務者研修を修了し、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就労する者に対し、研修に係る受講料・教材費を助成します。

3-2-5. 介護・福祉の合同就職説明会「PORT」開催事業

介護保険課

介護・福祉業界へ就業を希望する求職者や、興味のある学生などを対象に、介護の魅力や仕事の内容などについて紹介する介護・福祉の合同就職説明会「PORT」を、市内の事業者やハローワークと連携・協力して開催します。

3-2-6. 介護人材確保対策事業 拡大

介護保険課

介護人材の確保のため、職員採用に係る費用や研修費用の一部を助成します。
令和8(2026)年度は、介護支援専門員の資格の更新に係る費用を新たに助成します。

3-3-1. 認知症地域支援推進事業

地域包括ケア推進課

「認知症の人にやさしい船橋」の実現を目指すため、「認知症地域支援推進員」が中心となり、関係機関との連携支援、地域において認知症の人を見守る体制構築や、認知症カフェの開設支援を行う他、認知症啓発パンフレットの作成などを行います。

3-3-2. 認知症見守りGPSサポート事業

地域包括ケア推進課

認知症により外出中に行方不明となった高齢者等をGPSを使って探し、早期に介護者が発見できるように位置情報端末機を貸し出し、利用者から要請があった場合には、緊急対処員が現場へ急行し対応します。

3-3-3. 成年後見制度普及事業

地域包括ケア推進課

認知症、知的障害、その他精神上の障害により判断能力が十分でない人の財産や権利を護るために、司法・医療・福祉の専門職等が協働する地域の権利擁護を支える地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の推進及び啓発活動を行います。

3-3-4. 地域包括支援センター相談事業

地域包括ケア推進課

高齢者が住み慣れた地域での暮らしをサポートするため、高齢者やその家族から介護や福祉、医療、健康、認知症等に関する様々な相談に応じます。また、高齢者の権利を守るために、虐待の防止や早期発見に向けた取組や虐待対応のほか、成年後見制度の活用支援等を行います。

3-3-5. 認知症高齢者等サポート医事業

地域包括ケア推進課

医療や介護を必要とする緊急性の高い状態の高齢者に対し、医療と介護を一体的に提供するため、精神科医が訪問し対象者の状態像について見立てや専門的な知見からの助言を行います。また、その後に必要な入院・入所等におけるサポートを実施します。

3-4-1. 生活・介護支援センター事業

高齢者福祉課

ボランティアをする意志のある高齢者などを対象として生活・介護支援センターを養成し、介護が必要な高齢者の自宅へセンターを派遣し、介護保険を補完する生活援助(洗濯、掃除、ゴミ出し等)を行います。

3-4-2. 緊急通報装置貸与事業

高齢者福祉課

在宅の日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、急病などの緊急時に受信センターと連絡を取り、救急車の要請や警備員の駆けつけによる安否確認を行うため、通報装置を貸与します。

3-4-3. 高齢者補聴器助成事業

高齢者福祉課

聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

3-4-4. 介護用品支給事業

高齢者福祉課

在宅で生活している重度の要介護者に対し、宅配にて介護用品を支給します。

3-4-5. 身寄りのない高齢者等サポート事業

高齢者福祉課

身寄りのない高齢者等が安心して生活を営めるよう、平素からの見守りや医療機関への入退院の支援、亡くなられた後に必要となる手続き等の支援を実施します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 地域福祉の体制整備

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域となるよう、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。

施策2 生活困窮者への支援

生活困窮者の自立を支援するため、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との緊密な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。

施策3 包括的な相談支援体制の構築

新たな課題や複合的な課題を抱える相談者の問題解決のための道筋をたてられるよう、専門相談機関等にて相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|--|-------------------|-------|-------------------|-----------------------|--------------------|
| | | | | (参考) | |
| 隣近所に困ったときに相談し合える人がいる割合（「なんでも相談し助けあえる」と「内容によっては相談し助けあえる」の合計値） | 41.0% (令和元年度) | ↑ | 60.0% (令和9年度) | 80.0% (令和13年度) | (施策1)地域福祉の体制整備 |
| 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の新規相談件数 | 1,543件 (令和5年度) | — | 1,600件 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策2)生活困窮者への支援 |
| 多機関協働事業の新規相談件数 | 296件 (令和5年度) | — | 300件 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)包括的な相談支援体制の構築 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連事業番号 | |
|--|-----------------|-------|-----------------|-----------------------|-------|
| | | | | (参考) | |
| 生活支援サービスを提供する団体(たすけあいの会)がある地区コミュニティ数 (施策1)地域福祉の体制整備 | 22地区 (令和5年度) | ↑ | 24地区 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 4-1-1 |
| 生活困窮者自立支援計画作成件数 (施策2)生活困窮者への支援 | 103件 (令和5年度) | ↑ | 150件 (令和9年度) | 160件 (令和13年度) | 4-2-2 |
| 多機関協働事業支援プラン作成件数 (施策3)包括的な相談支援体制の構築 | 8件 (令和5年度) | ↑ | 25件 (令和9年度) | 30件 (令和13年度) | 4-3-1 |

主要な事業

4-1-1. 生活支援体制づくり推進事業

地域福祉課

24地区すべての地区社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターが、地域の現状や課題を把握するとともに、町会・自治会、老人クラブといった地域の諸団体に対する「たすけあいの会」の立ち上げの働きかけなどにより、地域での支え合いの体制づくりを促進します。

4-1-2. 地域福祉バス借上料補助事業 拡大

地域福祉課

町会・自治会等の団体が、地域福祉の増進を目的とした視察・研修・社会福祉に関する活動でバスを借上げた場合に、その借上料の一部を補助します。

令和8(2026)年度は、貸切バスの国交省公示運賃の見直しを受け、補助上限を増額します。

4-2-1. 生活困窮者居住支援事業

地域福祉課

一定の住居を持たない生活困窮の方に対し、一時的な宿泊場所や食事の提供とともに、自立相談支援事業と連携して、利用者の自立に向けた就労支援などを行います。また、事業利用期間中に就労等により自立を目指す者のほか、緊急一時的な支援が必要となる生活困窮者が、必要な支援につながれて居所が確保されるまでの間も利用できるようにします。

4-2-2. 生活困窮者自立相談支援事業

地域福祉課

生活困窮者の早期の自立を促すため、生活困窮者からの相談を受け付け、課題を分析するとともに、自立支援計画を作成するなど生活困窮者に対する支援を行います。

4-2-3. 学習支援事業

こども家庭支援課

生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯等の中学生に対し、市内11会場にて、学習支援事業を実施します。

4-2-4. 高校生キャリア支援事業

こども家庭支援課

学習・進学・就労意欲の向上につなげるためにひとり親家庭や生活保護世帯、就学援助認定相当の収入の世帯の高校生等とその保護者を対象に学習支援及びキャリア支援を実施します。

4-2-5. 大学受験料等支援事業

子育て給付課

経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子供の進学に向けた支援を行うため、大学等の受験料及び模擬試験受験料の補助を行います。

4-2-6. 子どもの進路選択支援事業 新規

生活支援課

生活保護世帯の子供・保護者に対し、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うため、専門性を有する支援員を配置します。

4-3-1. 重層的支援体制整備事業 拡大

福祉政策課・地域福祉課

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

また、ひきこもり支援を推進するため、令和7(2025)年度に新規開始したひきこもり家族教室を全6回のコースに拡大して開催します。

4-3-2. ヤングケアラー支援事業

こども家庭支援課

ヤングケアラーコーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら子供たちに寄り添います。また、関係機関に対して周知啓発を図るとともに、ヤングケアラーの負担軽減のための支援事業を実施します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 障害への理解の促進

障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代の関心を高める機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

施策2 相談・生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図ります。

障害のある人自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備を行います。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|--|------------------|-------|------------------|-------------------|-----------------|
| | | | | (参考) | |
| 障害のある人たちへの関心について「家庭や職場などで、よく話題にしている」と回答した市民の割合 | 27.1% (令和6年度) | ↑ | 30.5% (令和9年度) | 35.1% (令和13年度) | (施策1)障害への理解の促進 |
| 施設入所者の地域生活への移行率 | 5% (令和5年度) | ↑ | 7% (令和8年度) | - | (施策2)相談・生活支援の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|--------------------|-------|--------------------|-----------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| 理解啓発パンフレットを授業で活用した小学校数 (施策1)障害への理解の促進 | 51校 (令和5年度) | ↑ | 56校 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 5-1-1 |
| 障害者週間記念事業の来場者(船橋市民)の理解促進度 (施策1)障害への理解の促進 | 86.8% (令和6年度) | ↑ | 100% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 5-1-1 |
| 障害者(児)総合相談支援事業における相談件数 (施策2)相談・生活支援の充実 | 22,532件 (令和5年度) | - | 25,800件 (令和9年度) | 28,800件 (令和13年度) | 5-2-1 |
| 障害者就業・生活支援センターの利用を経た就職件数 (施策2)相談・生活支援の充実 | 31件 (令和5年度) | ↑ | 35件 (令和9年度) | 39件 (令和13年度) | 5-2-2 |
| 心のサポートー養成研修受講者数 (累計) (施策2)相談・生活支援の充実 | 51人 (令和5年度) | ↑ | 1,600人 (令和9年度) | 3,800人 (令和13年度) | 5-2-8 |

主要な事業

5-1-1. 障害者週間記念事業・理解啓発パンフレット配布

障害福祉課

すべての市民に障害及び障害のある人についての正しい理解と認識をもってもらうため、様々な機会をとらえて広報、啓発を行うとともに、障害のある人とないとの交流などを促進します。市内小学校5年生を対象に理解啓発パンフレットを配布し、総合的な学習の時間等における副教材として利用するほか、障害者週間(12月3~9日)を記念して障害者週間記念事業を実施します。

5-2-1. 障害者(児)総合相談支援事業 新規

障害福祉課

障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

令和8(2026)年度は、グループホーム利用(希望)者や事業者からのグループホームに関するさまざまな相談に応じ、支援等を行うグループホーム支援ワーカーを基幹相談支援センターに配置します。

5-2-2. 障害者就業・生活支援センター事業

障害福祉課

障害があり、一般企業への就職を希望する方、または既に就職している方を対象に、就業面や生活面の一体的な支援を行います。千葉県の指定により市内の事業者が運営する「障害者就業・生活支援センター」に対し、市独自に就労支援員1名加配分の補助を行い、就労支援の機能強化を図ります。

5-2-3. 移動支援事業

障害福祉課

屋外での移動が困難な障害者等を対象に、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎のための支援に要する費用を支給します。

5-2-4. 障害者援護施設等整備費補助事業

障害福祉課

障害者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、整備費の一部を補助します。

5-2-5. 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業

障害福祉課

常時介護が必要な重度障害者を対象に、修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、通学や校内における身体介護等に要する費用を支給します。

5-2-6. 重度障害者等就労支援事業

障害福祉課

常時介護が必要な重度障害者を対象に、通勤や職場等における身体介護等に要する費用を支給します。

5-2-7. 重度身体障害者等入浴サービス事業

障害福祉課

在宅の重度身体障害者等で入浴が困難な者に対し、保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減を図るために、入浴サービスに要する費用を支給します。

5-2-8. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

保健総務課

精神障害のある人が、地域の一員として自分らしく暮らせるよう、精神障害者への理解を深める普及啓発を図るとともに、地域の保健・医療・福祉の関係者による協議会を開催し、課題の共有や解決に向けた連携を図るほか、精神障害のある人の住まいの確保や生活支援等が包括的に確保された体制の構築を推進します。

5-2-9. 障害者日常生活用具給付事業 拡大

障害福祉課

在宅で生活する障害者等の日常生活の向上を図るため、日常生活用具の購入に要する費用を支給します。
令和8(2026)年度は、紙おむつ等の助成対象者を拡大します。

強度行動障害のある利用者が手厚い支援を受けられるよう事業所に対し、人件費等の一部を助成します。また、医療的ケアを必要とする障害者等を介護している家族の負担軽減等を図るため、事業所に対し、人件費等の一部を助成します。

障害福祉人材の確保のため、障害福祉サービス事業所等に対し各種補助金を交付します。EPA(経済連携協定)、技能実習、特定技能、在留資格「介護」で外国人職員を新たに採用した際に、採用に至るまでに要した手数料等の一部を助成します。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の見直しや収納率向上対策の強化、医療費の適正化を行い、一般会計の財政状況によらない国民健康保険事業の運営を図ります。

施策2 介護保険事業の適正な運営

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中長期的な視点での確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|-------------------|-------|-------------------|--------------------|--------|
| | | | | | |
| 国民健康保険料収納率(現年賦課分) (施策1)国民健康保険事業の適正な運営 | 92.26% (令和5年度) | ↑ | 92.98% (令和9年度) | 93.66% (令和13年度) | 6-1-1 |
| 第1号被保険者の保険料収納率 (施策2)介護保険事業の適正な運営 | 98.45% (令和5年度) | → | 98.58% (令和9年度) | 98.63% (令和13年度) | 6-2-2 |

主要な事業

6-1-1. 収納率向上対策の強化

国保年金課

国民健康保険の財政運営の安定化及び被保険者間の負担の公平性の観点から、収納率の向上を図るため、口座振替加入率の向上や外国人収納率向上対策、自動音声電話催告システムの活用等に取り組みます。

6-1-2. 医療費の適正化 拡大

国保年金課

被保険者の高齢化及び医療の高度化に伴い増加傾向にある医療費の適正化を図るため、レセプト点検や柔整療養費支給申請書の点検、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の推奨等に取り組みます。

令和8(2026)年度は、被保険者の適正服薬や健康保持・増進に対する意識向上等を図るため、重複服薬者・多剤服薬者への啓発等を実施します。

6-2-1. 介護保険事業の安定的運営

介護保険課

高齢化の進行による介護サービス利用者の増加に伴い保険給付費が増大するなか、介護を必要としている高齢者が必要なときにサービスが利用できるよう、3か年を1期とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、サービス量を適切に見込むことで、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

6-2-2. 介護保険料の収入確保

介護保険課

介護保険制度の運営に欠かせない重要な財源である65歳以上の第1号被保険者から徴収する介護保険料について、法に定められた特別徴収(年金天引き)を基本とするほか、被保険者が自主的に納付する普通徴収に滞納があった場合は、早期に滞納整理に着手するなどして、収納率の向上に取り組みます。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 教育・保育の充実

乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

施策2 子供の健全な育成

子供が安全で安心して活動できる居場所を確保し、心身の健全な育成を図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）と放課後子供教室（船っ子教室）の充実・連携を図ります。また、児童ホーム等において、子供の遊び場を提供するとともに、子供による自主的な活動を支援します。

施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが拠点となり、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

施策4 特別な配慮を要する子供への支援

発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。

施策5 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。

施策6 児童虐待防止対策

子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

状態・課題指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | | 関連施策名 |
|----------------------|------------------|-------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| | | | (参考) | | |
| 保育所等待機児童数(国基準)※4/1時点 | 24人 (令和6年度) | ↓ | 解消を目指す (令和9年度) | 解消を目指す (令和13年度) | (施策1)教育・保育の充実 |
| 放課後ルーム待機児童数※5/1時点 | 219人 (令和6年度) | ↓ | 解消を目指す (令和9年度) | 解消を目指す (令和13年度) | (施策2)子供の健全な育成 |
| 妊娠・出産について満足している者の割合 | 77.1% (令和5年度) | ↑ | 85% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)妊娠期から子育て期にわたる支援 |
| ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合 | 40.2% (令和5年度) | ↑ | - | - | (施策5)ひとり親家庭等の自立支援 |

| | | | | | |
|-------------------|-------------------|---|---|---|---------------|
| 家庭児童相談室における相談受付件数 | 1,614件 (令和5年度) | - | - | - | (施策6)児童虐待防止対策 |
| 児童相談所における虐待相談受付件数 | 1,035件 (令和5年度) | - | - | - | (施策6)児童虐待防止対策 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|-------------------|-------|-------------------|---------------------------|-------------------------|
| | | | | (参考) | |
| 3号認定こども(1・2歳)の定員数※ 4/1時点 (施策1)教育・保育の充実 | 5,121人 (令和6年度) | ↑ | 5,469人 (令和9年度) | 5,675人 (令和13年度) | 7-1-1 |
| 放課後ルーム受入可能数 (施策2)子供の健全な育成 | 5,765人 (令和6年度) | ↑ | 6,477人 (令和9年度) | 6,920人 (令和13年度) | 7-2-1 |
| 妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面談率 (施策3)妊娠期から子育て期にわたる支援 | 100.0% (令和5年度) | → | 100.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 7-3-1 7-3-3 7-3-5 |
| こども発達相談センター相談件数 (施策4)特別な配慮を要する子供への支援 | 9,684件 (令和5年度) | - | 9,700件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 7-4-1 |
| プログラム策定者のうち就職した人数 (施策5)ひとり親家庭等の自立支援 | 31人 (令和5年度) | ↑ | 35人 (令和9年度) | 42人 (令和13年度) | 7-5-1 |
| 児童相談所の整備 (施策6)児童虐待防止対策 | 実施設計完了 (令和5年度) | - | 開設 (令和8年度) | - | 7-6-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|----|----|--------------|------------|
| 事業名 | 児童相談所整備事業 | | | 担当課 | 児童相談所開設準備課 |
| 事業番号 | 7-6-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 13,849 千円 |
| 実施内容 | 児童虐待の未然防止から一時保護等の措置、在宅支援までを切れ目なく一貫して市が行うため、令和8(2026)年7月に市児童相談所を開設します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 開設 | - | - | |

主要な事業

7-1-1. 保育所等整備事業

保育運営課

保育需要に応じた受け皿を確保するため、本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業所を整備するとともに、必要に応じ、認可保育所等を整備していきます。

小規模保育事業所卒園後も就学前まで一貫して保護者が就労を続けられるよう、主に小規模保育所を卒園した3歳以上の児童が利用する幼稚園への送迎拠点となるこども送迎センターを小規模保育事業所に併設して整備し、幼稚園の前後の預かり保育や幼稚園休園日の終日の預かり保育を実施します。

市内の私立保育所等で働く保育士等の処遇向上のため、補助金(ふなばし手当)を支給します。
令和8(2026)年度は支給額を増やします。

市内で働く保育士の確保のため、指定保育士養成施設に在学中である学生のうち、将来市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、月額3万円を貸し付け、その修学を支援します。

必要な保育士を継続的に確保していくために、若者世代の利用度の高いインスタグラムを活用して保育士の魅力や本市の支援策をまとめた動画を作成し、広告配信を行います。また、市内の保育施設で実施される1日保育士体験に参加した学生のうち、市のアンケートに協力いただいた方に対して「ふなっしーのイラスト入りエコバック」を配布することで、保育士体験を通じて保育士という職業の理解を深めるとともに、本市への就職や就職後の定着率の向上につなげます。

保育士の業務負担軽減を図るために保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置や、保育中の子供の安全管理を図るために園外活動時の見守りに取り組む保育支援者の配置に係る費用の一部を補助します。

保育所等で発達支援児等を受け入れるための職員を加配した場合に費用を補助します。

保護者が仕事や通院、入院などで保育できない理由がある場合や、育児の負担をリフレッシュしたい場合における一時的な児童の預かりや、幼稚園において在園児に対する教育時間の前後及び満3歳未満児に対する定期的な預かりを実施します。

幼児教育の振興を図るために、私立幼稚園の設置者に対し、運営費補助金を交付します。

同一世帯で、2人以上の子供がいる場合、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、第二子の保育料を半額、第三子以降の保育料を無料にします。

保護者との円滑な意思疎通を図るとともに、保育士の業務負担軽減を図ることを目的として、翻訳のための機器導入費用の一部を補助します。

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するため、普段保育所等に通っていない子供を対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所等への通園を可能とする乳児等通園支援事業を実施します。

令和8(2026)年度は、浜町保育園に加え、私立保育所等でも実施できるよう体制の充実を図ります。

7-2-1. 放課後ルーム整備事業

地域子育て支援課

保護者が就労等している小学生の健全な育成を図るため、放課後の遊びと生活の場となる放課後ルームを市立小学校全55校に設置しています。放課後子供教室(船っ子教室)との連携や放課後ルームの増設等により待機児童が発生している状況の改善を図ります。

令和8(2026)年度は、宮本第4放課後ルームを新設するとともに、塚田放課後ルーム増設に着手します。

7-2-2. 不登校支援事業 新規

こども家庭支援課

教育委員会が実施する不登校支援の取り組みに加え、子供や家庭の支援の視点から学校内外の機関等とつながりを持てずいる不登校の子供・保護者の悩みやニーズに対応するため、子供の居場所の提供及び相談業務等を実施します。

7-2-3. 朝の子供居場所づくり事業

教育総務課

保護者が出勤時刻に間に合わない等の理由で、子供だけで過ごす時間ができてしまう児童に対し、安心して過ごすことができるよう、学校内に居場所を提供し、見守りを実施します。

7-2-4. プレーパーク事業 新規

地域子育て支援課

屋外における遊びを通して、子供の自主性及び創造性を育むため、市民団体等が実施するプレーパーク活動等の費用を新たに助成します。

7-3-1. 妊婦・乳幼児健康診査事業 拡大

地域保健課

妊娠・乳幼児に対する切れ目のない支援を推進するため、妊娠健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。

令和8(2026)年度は、発達特性等の早期発見・早期支援につなげるため、5歳児健康診査を実施します。

7-3-2. こんなちは赤ちゃん事業

地域保健課

原則生後60日までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

7-3-3. 妊娠・出産支援事業 拡大

地域保健課

母子健康手帳交付時に保健師等が妊娠に面談を行い、必要に応じて訪問指導等を行います。また、産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査等を実施します。また、予期しない妊娠、経済的困窮等、妊娠期から支援の必要な特定妊娠について、関係機関へ確実につなぐため、初回の産科受診料の助成及び同行支援を行います。

令和8(2026)年度は、プレコンセプションケア推進のため、市内中学校で行っている思春期講座の実施校を増やします。

7-3-4. 子ども医療扶助事業

子育て給付課

子供の保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため、疾病等により0歳～高校3年生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子供が入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成します。

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊婦の産前産後期間における経済的支援を一体的に実施します。

家族等から十分な支援が受けられない、育児への不安や心身の不調のある方など、育児支援を必要とする方を対象に産後ケア(宿泊型・通所型・訪問型)を実施します。また、妊娠婦の家庭を訪問し、家事・育児支援サービスを実施します。

令和8(2026)年度は、宿泊型産後ケア事業を行う船橋市内の施設に対し、夜間の安全対策体制整備を目的に委託料を加算します。

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員等が来所相談や電話相談により就学前の子供の発達に関する相談に応じ、子供を適切な支援につなげ、保護者等を支援します。幼稚園や保育所等へ巡回相談を行うことで、地域の支援者をサポートします。

令和8(2026)年度は、相談体制の充実を図るため、共用倉庫の相談室への改修及び事務スペースを修繕・拡張します。

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、市と本事業に係る協定を締結した訪問看護事業者による訪問看護のうち、医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅外での訪問看護を利用した場合に発生する費用を助成します。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に対して、船橋市に在住する医療的ケア児(重症心身障害児は除く)を受け入れるために要した看護師配置及び訪問看護師派遣にかかる費用の一部補助を行います。

ひとり親家庭等の就業支援の強化を図るため、個別のニーズや家庭の事情に応じて、適切に支援メニューを組合わせて相談支援を行う母子・父子自立支援プログラムの策定により、総合的な支援を行います。

ひとり親家庭の養育費を確保するため、養育費の取り決めから保証、履行確保までの諸問題の解決を図る弁護士による法律相談や離婚前後親支援講座を実施するとともに、公正証書・調定調書作成の同行支援及び作成費用の補助、親子交流支援事業利用の補助、養育費保証契約の初回保証料の補助、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用料の補助など総合的な支援を行います。

児童虐待防止対策の強化を図るため、特定妊娠婦や子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、養育に関する専門的相談支援や家事等援助を行います。

これまで家庭児童相談室や子育て世代包括支援センターが担ってきた児童福祉や母子保健機能に加え、ヤングケアラー相談などを含め、一体的に妊娠婦、子育て家庭や子供への相談支援を行う「こども家庭センター」を令和8(2026)年4月に開設し、児童相談所との連携により、児童虐待の発生予防体制を強化します。

令和8(2026)年7月に市児童相談所を開設することで、これまで以上に円滑かつ適切な相談支援を行います。

また、社会的養護経験者(ケアリーバー)の社会的自立を支援するため、進学や就職など施設等の退所時に発生する初期費用の一部を市独自に助成します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 教育内容の充実

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成するため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりを進めます。

施策2 ニーズに応じた支援の充実

児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、特別支援教育の推進、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒への支援の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携し、適切な支援につなげられる学校運営体制の構築を推進します。

いじめ等の生徒指導上の諸問題について、未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関等と連携するなど組織的な対応を図ります。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を支援するため、保護者の経済的負担軽減策を実施します。

施策3 教育体制の整備

教職員の指導力向上のため、若年層教員の育成をはじめ、研修体制の一層の充実を図ります。

教職員が子供に向き合う時間を確保するため、校務の見直しや教職員のための相談体制の充実など支援体制の整備を図ります。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けられる教育を受けられるよう、学校規模・学校配置の適正化に取り組みます。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|--|---------------|-------|---------------|--------------------|-------------------|
| | | | | | |
| 全国学力・学習状況調査において、全国の平均正答率を100とした場合の指標 | 全国の平均正答率(100) | 一 | - | - | (施策1)教育内容の充実 |
| 不登校児童生徒の割合 | 3.07% (令和5年度) | → | 3.07% (令和9年度) | 3.00% (令和13年度) | (施策2)ニーズに応じた支援の充実 |
| 「学校における教育の情報化の実態に関する調査」で「できる」教員の割合 授業中にICTを活用して指導する能力 | 82.3% (令和5年度) | ↑ | 90.0% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)教育体制の整備 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|---------------|-------|---------------|--------------------|--------|
| | | | | | |
| 授業研究への指導主事派遣校数 (施策1)教育内容の充実 | 77校 (令和5年度) | ↑ | 81校 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 8-1-3 |
| 特別支援学級設置率(知的障害もしくは自閉症情緒障害のどちらか) (施策2)ニーズに応じた支援の充実 | 70.4% (令和6年度) | ↑ | 88.9% (令和9年度) | 100% (令和11年度) | 8-2-1 |
| ICT支援員の満足度に関するアンケート調査で肯定的に回答した教員の割合 (施策3)教育体制の整備 | 92.7% (令和6年度) | ↑ | 98.0% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 8-3-4 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--------------------|--------|----|----------|--------------|
| 事業名 | 校舎等建替・増築事業 | | | 担当課 | 施設課 |
| 事業番号 | 8-3-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度予算額 | 3,035,555 千円 |
| 実施内容 | 校舎等の建て替え・増築を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 学校名 | R8 | | R9 | R10 |
| | 海神中学校 | 校舎建替工事 | | 校舎建替工事 | 校舎建替工事・供用開始 |
| | 宮本中学校 | 校舎建替工事 | | 校舎建替工事 | 供用開始 |
| | 御滝中学校 | 実施設計 | | 校舎等建替工事 | 校舎等建替工事 |
| | 薬円台小学校 | 基本設計 | | 実施設計 | 校舎等建替工事 |

| | | | | | |
|------|---|------------------|----|----------|--------------------|
| 事業名 | 国家公務員宿舎跡地活用事業 | | | 担当課 | 教育総務課・施設課・市立船橋高等学校 |
| 事業番号 | 8-3-2 | 区分 | 拡大 | 令和8年度予算額 | 906,515 千円 |
| 実施内容 | 平成29年度に公共用地先行取得事業特別会計で取得した国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地を一般会計で買い戻します。買い戻した用地については、既に取得している行田中学校拡張用地と併せて既存建物を解体した後に、学校施設の整備を進めます。 | | | | |
| 事業指標 | 学校名 | R8 | | R9 | R10 |
| | 行田中学校 | 基本・実施設計 | | 解体工事 | 解体・整備工事 |
| | 市立船橋高等学校 | 基本・実施設計 土地買戻し | | 解体工事 | 解体・整備工事 |

主要な事業

8-1-1. 情報活用の能力を高める教育の推進

教育総務課・指導課・総合教育センター

児童生徒の情報活用能力を高めるため、情報教育研究校にて「ICTを効果的に活用した学びの実現」に向けた研究に取り組みます。

8-1-2. ICT学習支援事業

教育総務課・総合教育センター

1人1台の学習用端末による家庭での学習や、授業のオンライン配信を実施するにあたり、インターネット環境のない就学援助認定及び生活保護受給家庭の児童生徒に対し、SIM付モバイルルータを貸与します。

8-1-3. 小中連携英語教育の推進

指導課

すべての小学校を教育課程特例校として第1学年から第6学年まで英語の授業を実施しています。中学校においては、小学校の学習内容を生かして「聞く力」「話す力」をさらに伸ばし、「読む力」「書く力」の指導にも力を入れることで、4技能のバランスが取れた総合的な英語力の向上を図ります。また、訪問事業では小・中学校の連携に関する課題等についても助言を行っていきます。

8-1-4. 文化芸術鑑賞教室事業

指導課

全ての児童生徒が、質の高い文化芸術を鑑賞・体験できるよう、市立小・中・特別支援学校に対して文化芸術鑑賞教室を開催する費用を助成します。

令和8(2026)年度は、伝統文化体験活動として、学校における華道体験を行います。

8-2-1. 特別支援学級・通級指導教室の整備 拡大

総合教育センター

特別支援学級の児童生徒の増加に対応するため、令和8(2026)年度から新たに高根・法典・七林・三山東・高郷小学校・船橋・三山中学校(自閉・情緒)に特別支援学級を設置します。

8-2-2. 支援員配置事業 拡大

総合教育センター

障害のある子供が一人一人の障害の状態に応じて適切な教育的支援を受けられるよう、支援員を配置し、学校の支援体制の充実を図ります。

令和8(2026)年度は、支援が必要な児童生徒が増加していることから18名増員し、174名の支援員を配置します。

8-2-3. スクールソーシャルワーカー配置事業 拡大

総合教育センター

児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、社会福祉の専門的な知識、技術を持つスクールソーシャルワーカーを拠点校から要請のあった学校へ派遣し、家庭、学校、地域の関係機関と連携して、適切な支援につなげていきます。

令和8(2026)年度は、派遣申請・対応総件数の多い2中学校区の配置を、週1日から週2日に拡大します。これにより、12中学校区が週2日の配置となります。

8-2-4. スクールカウンセラー配置事業 拡大

指導課

いじめや不登校等、児童生徒に係る相談等の充実に向け、全市立小学校及び特別支援学校、市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しています。令和8(2026)年度は、新たに11校の中学校にスクールカウンセラーを配置します。

8-2-5. サポートルーム運営事業

総合教育センター

不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保するとともに、社会で自立できるよう、社会的集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談や指導を行います。

8-2-6. 校内教育支援センター運営事業 拡大

指導課

県からの加配職員が未配置の中学校にピアソーターを配置し、校内教育支援センターにおいて、生徒への学習支援や交流等を行います。

全市立小学校及び特別支援学校小学部・中学部にスクールアシスタントを配置し、個々の事情により、学級での集団活動が難しい児童生徒を校内教育支援センターで見守り、担任教員の業務を補助します。

また、校内教育支援センターの移設に伴い、エアコンやWi-Fi環境等が未整備の小・中学校の環境整備を行います。令和8(2026)年度は、スクールアシスタント及びピアソーターの1日あたりの配置時間を拡大します。

8-2-7. 学用品の費用負担事業 拡大

学務課

保護者の経済的負担軽減を図るため、学用品の一部を公費負担します。

8-2-8. スクールロイヤー活用事業

指導課

保護者からの強い要求等に対し、法律的見地から適正であるか助言を受けるため、顧問弁護士業務を依頼します。

令和8(2026)年度は、引き続き学校や教育委員会の立場に立った弁護士として、保護者との面談や、書面、電子メール又は電話によるやり取りを行うことにより、問題の早期解決や教職員面談等の負担軽減を図ります。

8-3-3. 教員等への研修の充実

総合教育センター

「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づき、初任者研修等キャリアステージに応じた研修や校長・副校長・教頭といった職務に応じた研修、今日的な教育課題や受講者のニーズに応じた研修等を行います。

8-3-4. ICT支援員派遣事業

教育総務課・総合教育センター

GIGAスクール構想を実現するため、ICT支援員を国が提示する基準である4校に1人配置します。

教職員の負担を軽減するとともに、部活動指導の充実を図るため、小・中学校の運動部に運動部活動外部指導者の派遣、また中学校に部活動指導員の派遣を行います。特に運動部活動外部指導者については、令和8(2026)年度の派遣回数を42回から47回に拡大します。

市立小・中学校・特別支援学校及び市立船橋高等学校で設置している学校運営協議会において、保護者や地域住民等、地域と一体となってより魅力ある学校づくりを進めます。

船橋市内全域を運行する特別支援学校の11台のスクールバスについて、令和8(2026)年度は、スクールバス位置情報アプリを導入することで、遅延等が発生した際にバス停で長時間バスを待つ負担を軽減します。

空調設備が未設置の市立小・中・特別支援学校の給食調理員の労働安全を確保するため、令和8(2026)年度は、空調設備を小学校4校、中学校2校の給食室に設置します。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供

市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、社会の変化に対応した学習や一人一人のライフステージに対応した学習を支援します。

市民が学びや課題の解決に関する情報を得られるよう、必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

青少年の活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自立心の育成を図るため、体験活動の機会と場を提供します。

施策2 学習と活動の循環

幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図ります。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|---------------------------|------------------|-------|------------------|-------------------|-------------------------------|
| 継続して何かを学んだり、活動したりしている人の割合 | 49.2% (令和元年度) | ↑ | 56.4% (令和9年度) | 60.0% (令和13年度) | (施策1)多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供 |
| 学びの成果を自分以外のために活かす人の割合 | 12.7% (令和元年度) | ↑ | 19.6% (令和9年度) | 23.0% (令和13年度) | (施策2)学習と活動の循環 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|-------------------------------|-------|-------------------------------|---------------------------|---|
| 公民館・図書館・青少年施設の利用者数 (施策1)多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供 | 2,606,770人 (令和5年度) | ↑ | 3,000,000人 (令和9年度) | 3,393,230人 (令和13年度) | 9-1-1 9-1-5 9-1-3 9-1-6 9-1-4 9-1-7 |
| 社会教育関係団体・会員数 (施策2)学習と活動の循環 | 1,791団体 95,268人 (令和6年度) | → | 1,791団体 95,268人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 9-2-1 |

主要な事業

9-1-1. 公民館主催事業

各公民館

時間や場所にとらわれず、好きな時間に好きな場所で学習できるインターネットを活用した「オンラインによる学び」やデジタルデバイド(インターネットやパソコン等のICT機器を利用できる者とできない者の格差)対策のための講座、地域住民の交流を促進する機会の創出など社会潮流の変化や各地域における現状と課題を踏まえた事業を行います。

近隣に理系の学部を持つ大学が複数存在するといった本市の特色を活かして、大学のキャンパスで大学教授や大学生による専門分野に関する講座を実施し、わくわくするような体験機会を提供することにより、子供たちが主体的に考え、学びに向かう力を育み、将来の夢や自己肯定感を高めるきっかけとします。

9-1-3. 課題解決支援講座の開催

西図書館

市民が多様な手段で情報にアクセスし、新たな課題を解決できるよう、図書館を活用した調べ方や調査相談(レファレンス)の周知を図るとともに、データベースの利用方法についての講座や医療講演会、ビジネス支援講座等を実施します。

9-1-4. ふなばしハッピーサタデー

青少年課

子供たちがスポーツや文化活動に親しむことにより、豊かで健全な心身を培うことを目的として、地域の団体等の協力を得ながら、毎月第3土曜日を中心に市内26公民館等で講座やイベントを行います。

9-1-5. 船橋市少年少女交歓大会

青少年課

青少年のさらなる健全育成を図るため、青少年に関わる機関と連携し、少年少女交歓大会実行委員会を構成する青少年団体の子供たちと一般の子供たちが様々な遊びを通じて交流する機会を提供します。

9-1-6. 大神保青少年キャンプ場での体験事業

青少年課

子供たちの自主性やたくましさ、協調性や社会性を培うことを目的として、キャンプ場の自然を活かしたレクリエーションや野外体験活動などを行います。また、家族の絆を深める機会を提供するため、家族参加の事業を行います。

9-1-7. 公民館スマホコンシェルジュサービス

各公民館

デジタルデバイド対策として、研修を受けた公民館職員が「スマホコンシェルジュ」となり、スマートフォンの基本操作やインターネット検索方法などのちょっとした質問に答えるサービスを市内公民館で実施します。

9-2-1. 地域課題発見・解決事業

各公民館

現代社会や地域の抱える諸課題について、市民の持つ知識や経験を活かした課題解決のための講座や集会活動を市民から提案してもらい、公民館と共同で開催することにより、地域力の向上を目指し、また地域活動団体の育成を図ります。今後は、社会教育士・社会教育主事有資格者が中心となり、地域住民との協働や、NPOや大学、企業などとの連携を促進します。

9-2-2. ふなばし市民大学校における地域人材の育成

社会教育課

生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことができるようにするための学習環境を提供しているふなばし市民大学校において、まちや地域に関心をもち、自分に合ったボランティア活動につながる知識や技術の習得を目指す講座を開催するほか、市民スマホコンシェルジュ養成講座及びリカレント教育の推進に係る特別講座を開催し、地域で活躍する人材を育成します。

9-2-3. 地域学校協働活動事業

青少年課

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校に地域学校協働活動推進員(コーディネーター)を配置し、地域学校協働活動事業を展開します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 文化振興

子供から大人まですべての市民が、文化・芸術に触れ、親しみ、楽しめるよう、鑑賞・創作・公演活動など多様ななかたちで、主体的に文化活動に参加できる環境づくりに取り組みます。また、文化の担い手となる人材を育成し、事業の運営者・支援者を含め、文化活動にかかわる人の輪を広げていきます。

施策2 文化財の保存・活用

市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・保存・活用に取り組みます。市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を博物館などで活用するとともに、各地域で守られている郷土芸能などの有形無形の文化財の周知や保護・保存の啓発に取り組みます。

施策3 スポーツ振興

市民一人一人が、年齢や障害の有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れる機会やパラスポーツを体験する機会を提供するとともに、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|---|------------------|-------|------------------|-----------------------|-----------------------------|
| | | | | (参考) | |
| 船橋市に対し、「市民の文化活動や市の文化事業に対する取組が盛ん」だと思う市民の割合 | 40.3% (令和3年度) | ↑ | 60.0% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策1)文化振興 (施策2)文化財の保存・活用 |
| 18歳以上の方の週1日以上のスポーツ実施率 | 42.2% (令和元年度) | ↑ | 70.0% (令和8年度) | 令和8年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)スポーツ振興 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|----------------------------------|---------------------|-------|---------------------|-----------------------|------------------|
| | | | | (参考) | |
| 文化事業への小中高等学校生の参加者数 (施策1)文化振興 | 1,306人 (令和5年度) | → | 1,300人 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 10-1-1 10-1-3 |
| 市所蔵作品展の来場者数 (施策2)文化財の保存・活用 | 2,602人 (令和5年度) | → | 2,600人 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 10-2-4 |
| 郷土資料館利用者数 (施策2)文化財の保存・活用 | 25,376人 (令和5年度) | ↑ | 30,000人 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 10-2-3 10-2-5 |
| 飛ノ台史跡公園博物館利用者数 (施策2)文化財の保存・活用 | 26,529人 (令和5年度) | ↑ | 30,000人 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 10-2-3 10-2-5 |
| 市主催事業の参加者数 (施策3)スポーツ振興 | 128,456人 (令和5年度) | ↑ | 129,000人 (令和9年度) | 130,000人 (令和13年度) | 10-3-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|-------------|----|--------------|-----------|
| 事業名 | 埋蔵文化財調査研究センター整備事業 | | | 担当課 | 文化課 |
| 事業番号 | 10-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 282,341千円 |
| 実施内容 | 市内各所で分散収蔵している出土文化財を集約化するとともに、執務環境を整え業務の効率化や調査研究の進捗を図るため、旧金杉台中学校の校舎を埋蔵文化財調査研究センターとして活用します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 移転改修工事、供用開始 | | - | - |

主要な事業

10-1-1. ふなばし音楽フェスティバル事業

文化課

『音楽でまちを元気に！』をモットーに、多くの市民に音楽を楽しむ機会を提供し、文化・芸術による地域の活性化を図るため、市民ボランティアによる実行委員会と行政が協働し、各種音楽事業に取り組みます。秋には、船橋駅周辺の屋内外会場をステージに「ふなばしミュージックストリート」を、冬には世代やジャンルを超えて市民が音楽を通じた交流を図る「千人の音楽祭」や、身近な場所で音楽の生演奏を楽しめる「地域ふれあいコンサート」などを開催します。

10-1-2. 公園協会文化振興事業補助事業

文化課

(公財)船橋市公園協会が実施する対話型鑑賞教育事業及び美術体験講座事業に対し費用を補助します。

10-1-3. 文化団体との協働事業

文化課

市民の文化・芸術活動の発表の場の創出及び鑑賞機会を提供するため、市内各文化団体と協働し、美術展・合唱祭等の展示・公演事業を実施します。

10-1-4. 文化芸術活動支援補助事業 新規

文化課

船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民が主体的に文化芸術に親しみ、活動する環境の充実を図るため、新たな補助金を創設します。

10-2-2. 取掛西貝塚保存・活用事業

文化課

本市初の国史跡となった取掛西貝塚について、令和6(2024)年度から保存活用計画に沿って現状保存するとともに、史跡の追加指定と指定地の公有地化を図りながら、段階的に史跡整備を行います。また、史跡保存・整備の機運を高めるため、講演会等普及事業を実施します。

10-2-3. 文化財普及事業

文化課

国史跡取掛西貝塚をはじめとした市内の遺跡や文化財の効果的な周知を図るため、市内の国・県・市指定及び登録文化財を紹介する冊子「船橋市の文化財」の市民への頒布、現地への説明板の設置、市内の遺跡を紹介する遺跡マップや取掛西貝塚のパンフレットを小中学校の児童生徒を中心に配布します。

また、子供たちをはじめとした市民に文化財を普及するため、学校での遺跡・文化財学習を推進し、クイズラリーなど遺跡や文化財に親しむ機会の充実に努めます。

市が所蔵する美術品を活用し、市民が身近な場所で美術品の鑑賞ができるよう、市民ギャラリーでの展覧会や出張美術展を開催するほか、学校と連携し鑑賞教育等の教育普及活動を行います。また、美術品や展覧会をオンラインで楽しむことができるよう、バーチャル美術館の活用を推進します。

10-2-5. 博物館における学校・社会教育施設等との連携事業

市内小中特別支援学校等の授業への支援・協力として、授業の単元に合わせた民俗資料や土器・石器などの考古資料や写真・パネルの貸出し等を行うほか、教育課程に基づく博物館見学を受け入れます。

また、他の社会教育施設等と連携した講座や講演会・展示事業を実施します。

10-3-1. 障害者スポーツ振興事業

障害者のスポーツ振興や誰もが楽しめるパラスポーツの推進のため、体験する機会の提供や情報発信、ボッチャ用具等の貸出を行います。

10-3-2. 地区スポーツ振興事業補助事業

スポーツ推進委員で構成される船橋市スポーツ推進委員協議会は、市の南部・西部・中部・東部・北部の5ブロック、24地区コミュニティで様々な取組を行っています。

地域住民の健康の増進と地域コミュニティの形成を図るため、船橋市スポーツ推進委員協議会が行う地区スポーツ振興事業に対し補助金を交付します。

10-3-3. 地域スポーツ推進事業補助事業

地域団体等が自ら実施する生涯スポーツ活動を支援し、市民がスポーツを体験できる場を増やすため、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、補助金を交付します。

10-3-4. プロ・企業スポーツ連携推進事業

プロ・企業スポーツチーム及び関係機関と連携し、交流・関係人口の創出、地域・経済の活性化を推進するため、プロスポーツ等連携推進委員会において、パブリックビューイングなどの地域イベントや市内主要駅周辺への装飾をはじめとしたシティプロモーション等を行います。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 地域防災力の向上

行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

施策2 防災体制の充実

災害時に迅速に応急活動を実施するため、非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。大規模災害発生時に、被災者が一日も早く生活再建できるよう、迅速かつ的確な被災者支援を推進します。

施策3 都市防災機能の向上

地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に実施するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。

台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。

津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|---------------------|------------------|-------|------------------|-------------------|-------------------------------|
| | | | | (参考) | |
| 日頃から災害への備えをしている人の割合 | 68.4% (令和3年度) | ↑ | 75.0% (令和9年度) | 80.0% (令和13年度) | (施策1)地域防災力の向上 (施策2)防災体制の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連事業番号 | |
|---|--------------------|-------|--------------------|-----------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| 自主防災組織の結成率 (施策1)地域防災力の向上 | 57.8% (令和5年度) | ↑ | 62.0% (令和9年度) | 66.0% (令和13年度) | 11-1-1 |
| 総合防災訓練参加町会数 (施策1)地域防災力の向上 | 448町会 (令和5年度) | ↑ | 500町会 (令和9年度) | 550町会 (令和13年度) | 11-1-2 |
| 個別避難計画作成件数(累計) (施策1)地域防災力の向上 | 40件 (令和5年度) | ↑ | 2,040件 (令和9年度) | 4,040件 (令和13年度) | 11-1-3 |
| ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)の登録者数(LINE等登録者数含む) (施策2)防災体制の充実 | 53,131人 (令和5年度) | ↑ | 62,000人 (令和9年度) | 70,000人 (令和13年度) | 11-2-1 |
| 備蓄目標達成率(食料) (施策2)防災体制の充実 | 106% (令和5年度) | → | 100% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 11-2-2 |

| | | | | | |
|---|------------------|---|------------------|---------------------------|--------|
| 避難所等における生活環境の整備(マンホールトイレ) (施策2)防災体制の充実 | 17施設 (令和5年度) | ↑ | 30施設 (令和9年度) | 42施設 (令和13年度) | 11-2-3 |
| 病院前救護所に係る訓練の実施回数 (病院企画型の訓練を含む) (施策2)防災体制の充実 | 7回 (令和5年度) | ↑ | 9回 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 11-2-4 |
| 雨水整備率 (施策3)都市防災機能の向上 | 27.0% (令和5年度) | ↑ | 27.8% (令和9年度) | 28.3% (令和13年度) | 11-3-4 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|--------------|----|-----------------|-----------------|
| 事業名 | 橋りょう維持・耐震化事業 | | | 担当課 | 道路維持課 |
| 事業番号 | 11-3-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 207,293 千円 |
| 実施内容 | 地震による被害を最小限に留め、災害時の支援・復旧活動を円滑に実施するため、市内の跨線橋や緊急輸送道路に架かる橋など、重要な橋りょうの耐震化を図るとともに、「船橋市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき老朽化した橋りょうの補修を併せて行います。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 念田川8号橋、西船二線橋 | | 計画に基づく耐震化及び補修工事 | 計画に基づく耐震化及び補修工事 |

| | | | | | |
|------|--|---------------------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|
| 事業名 | 下水道整備事業(地震対策) | | | 担当課 | 下水道河川整備課・下水道河川管理課 |
| 事業番号 | 11-3-2 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 675,100 千円 |
| 実施内容 | 災害による被害を最小限にするため、下水道総合地震対策計画に基づき、下水処理場及びポンプ場、管路施設の耐震化工事を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 西浦・高瀬下水処理場の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事 等 | | 西浦・高瀬下水処理場の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事 等 | 西浦・高瀬下水処理場の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事 等 |

| | | | | | |
|------|---|-----------|----|--------------|------------|
| 事業名 | 準用河川駒込川整備事業 | | | 担当課 | 下水道河川整備課 |
| 事業番号 | 11-3-3 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 272,904 千円 |
| 実施内容 | 準用河川駒込川について、治水安全度を向上させるため、河道を拡幅して流下能力を増やします。また、市民が親しみと安らぎを感じられるよう、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりを実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 用地買収、河川改修 | | 用地買収、河川改修 | 用地買収、河川改修 |

| | | | | | |
|------|---|-------------------------|----|-------------------------|-------------------------|
| 事業名 | 下水道整備事業(雨水管渠整備) | | | 担当課 | 下水道河川整備課 |
| 事業番号 | 11-3-4 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 3,900,800 千円 |
| 実施内容 | 大雨時における雨水出水を原因とした浸水被害を軽減させるため、飯山満川排水区等の下水道(雨水)の整備を行います。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 飯山満川排水区 長津川右岸第二排水区 等 | | 飯山満川排水区 二重川右岸第三排水区 等 | 飯山満川排水区 二重川右岸第三排水区 等 |

| | | | | | |
|------|--|--------------|----|--------------|--------------|
| 事業名 | 新船橋橋架け替え及び耐震補強事業 | | | 担当課 | 道路建設課 |
| 事業番号 | 11-3-5 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 170,307 千円 |
| 実施内容 | 耐震性能が不足し、老朽化している新船橋橋の安全性を確保するため、上り線の耐震補強・補修等を行います。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 上り線耐震補強・補修工事 | | 上り線耐震補強・補修工事 | 上り線耐震補強・補修工事 |

主要な事業

11-1-1. 自主防災組織補助金交付事業

危機管理課

地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が行う防災資機材の整備等に係る費用に対し補助金を交付します。

11-1-2. 総合防災訓練

危機管理課

市と関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、大地震発生等を想定し、発生後の実際の行動について総合的な訓練を実施します。特に、災害時における避難所の運営には地域住民の主体的な協力運営が必須であるため、町会・自治会・地域住民が参加した避難所運営訓練を中心に実施します。

11-1-3. 避難行動要支援者支援事業

地域福祉課

災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等を推進するため、避難行動要支援者の情報を地域と共有するための同意取得や地域への周知を図ります。また、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対し、実効性の高い避難支援を行えるよう個別避難計画を順次作成していきます。

11-1-4. 家具転倒防止器具設置費補助事業

危機管理課

地震発生時の家具等の転倒による事故を防止するため、自ら転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者及び障害者等に設置費用を補助します。

11-1-5. 避難所運営委員会補助金交付事業 新規

危機管理課

避難所運営委員会の活動を促進するため、平時における委員会の活動経費の一部を助成します。

広く市民に災害情報を発信することができる防災行政無線の整備を行うとともに、メールやSNS等の活用を推進し、個人に対する情報発信を強化します。令和8(2026)年度からは、電波の規格変更への対応や老朽化した鋼管柱の更新をするとともに、高性能スピーカーへの更新等により聴取困難地域の解消を図るため、防災行政無線の再配備工事を行います。

また、保健福祉センター、医療センター及び市内9か所の災害医療協力病院(二次救急病院)に衛星通信機器を整備するなど、発災時であっても正確な情報が迅速に相互共有できる体制の充実を図ります。

過去の大規模災害の状況を踏まえ、備蓄目標(食料)の達成を目指すとともに、計画的に避難所の備蓄品の充実を図ります。

災害発生時の避難所におけるトイレ不足の解消及び、避難所の衛生環境の向上や避難者の健康保持を図るため、宿泊可能避難所等におけるマンホールトイレの整備及び携帯トイレ等の備蓄を推進します。令和8(2026)年度は、葛飾・高根台第二・薬円台南・三咲小学校にマンホールトイレを5基ずつ整備します。

大規模災害発生時に病院前救護所を設置する市内9か所の災害医療協力病院(二次救急病院)において、病院前救護所の設置・運営訓練を実施します。

避難所等の公共施設に太陽光発電設備と蓄電池を事業者の費用により設置し、そこで発電した電力を市が買い取り、公共施設で使用する電力の脱炭素化を図るとともに、災害時における公共施設の電力の一部を確保します。

耐用年数を超えた排水機場の設備について、機能の維持を図るため更新を実施します。令和8(2026)年度は、市場第一排水機場及び西習志野排水機場の受変電設備の更新並びに二俣排水機場の4号ゲートの更新を実施します。

民間住宅の耐震化を図るため、平成12(2000)年5月31日以前に建築工事に着手した民間の木造住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成します。また、昭和56(1981)年5月31日以前に建築工事に着手した耐震性の不足する民間の木造住宅の所有者が行う除却工事に要する費用の一部を助成します。

令和8(2026)年度は、木造住宅の耐震診断及び除却に対する助成上限額を引き上げます。

民間住宅の耐震化を図るため、旧耐震建築物である分譲マンションの管理組合が行う耐震診断・改修に要する費用の一部を助成します。

民間建築物の耐震化を図るため、旧耐震建築物である民間の緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

危険コンクリートブロック塀等の撤去費用の一部を助成し、所有者等の経済的な負担を軽減することで、危険と思われるブロック塀の撤去を促進します。

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を行います。令和8(2026)年度は、引き続き夏見6丁目の急傾斜地について工事を行います。

排水路の老朽化を原因とした道路陥没事故等を未然に防ぐため、排水路の台帳を整備するとともに、老朽化している排水路の長寿命化対策工事を行います。

老朽化した日の出水路の防災機能の強化を図るため、護岸の工事を行います。

都市化の進展に伴う雨水流出増に対応するため、学校のグラウンド等に一時的に雨水を貯留する施設や雨水浸透ますなどの貯留浸透施設を整備します。

盛土等災害防止のため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、既存盛土等の分布調査で確認した盛土等について、安全性の評価を行います。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 火災予防の推進

火災の発生を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限に抑えるため、建物の立入検査により消防用設備等の不備について是正に向けた指導を行うとともに、市民や事業所等への防火意識の向上を図ります。

施策2 消防体制の充実

複雑多様化する災害や大規模災害の発生に対応するため、消防庁舎や消防車両などの整備、消火活動に必要な水利の確保及び消防団組織の活性化のほか、消防職員の能力開発・育成を図ります。

施策3 救急体制の充実

増加する救急需要に対応するため、救急隊の充実、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発を推進します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | 関連施策名 | |
|------------|-------------------|-------|--------------------|---------------------------|--------------|
| | | | | (参考) | |
| 火災発生件数 | 128件 (令和5年) | ↓ | - | - | (施策1)火災予防の推進 |
| 消防水利の設置数 | 7,927基 (令和5年度) | → | 基準値と同水準 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | (施策2)消防体制の充実 |
| 救急隊の現場到着時間 | 10分19秒 (令和5年) | ↓ | 9分59秒 (令和9年) | 令和9年と 同水準 (令和13年) | (施策3)救急体制の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | 関連事業番号 | |
|-----------------------------------|--------------------------|-------|--------------------------|---------------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| 重大な消防法令違反対象物の公表件数 (施策1)火災予防の推進 | 2件 (令和5年度) | ↓ | 0件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 12-1-1 |
| 消防局庁舎の建て替え (施策2)消防体制の充実 | - (令和5年度) | - | 建設工事 (令和9年度) | 供用開始 (令和10年度) | 12-2-1 |
| 救急ステーションの建て替え (施策2)消防体制の充実 | 実施設計・ 用地取得 (令和5年度) | - | 建築費高騰等を 踏まえた 事業の推進 | - | 12-2-2 |
| 腐食消火栓の改修 (施策2)消防体制の充実 | 3基 (令和5年度) | ↑ | 30基 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 12-2-5 |
| 救急隊数 (施策3)救急体制の充実 | 16隊 (令和5年度) | ↑ | - | - | 12-3-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|------|----|--------------|--------------|
| 事業名 | 消防局庁舎建替事業 | | | 担当課 | 消防局財務課 |
| 事業番号 | 12-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 1,008,576 千円 |
| 実施内容 | 消防局庁舎は、築50年以上が経過しており、建物の老朽化が著しく使用に際し不具合が生じていることから、国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地に移転建て替えます。また、消防指令センターを同庁舎内に移転します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 建設工事 | | 建設工事 | 建設工事・供用開始 |

| | | | | | |
|------|---|------------------|----|------------------|------------------|
| 事業名 | 救急ステーション建替事業 | | | 担当課 | 消防局財務課 |
| 事業番号 | 12-2-2 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | — |
| 実施内容 | 船橋市立医療センター移転に合わせ、ドクターカーを配置している救急ステーションを移転します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 建築費高騰等を踏まえた事業の推進 | | 建築費高騰等を踏まえた事業の推進 | 建築費高騰等を踏まえた事業の推進 |

| | | | | | |
|------|--|-----------|----|--------------|-----------|
| 事業名 | 東消防署薬円台出張所建替事業 | | | 担当課 | 消防局総務課 |
| 事業番号 | 12-2-3 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 193,872千円 |
| 実施内容 | 東消防署薬円台出張所は、築60年以上が経過しており、建物の老朽化が著しく、また手狭な職場環境であることから、二宮出張所隣接地に移転建て替えます。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 用地取得・基本設計 | | 実施設計 | 建設工事 |

主要な事業

12-1-1. 防火安全対策事業

消防局予防課

火災予防の推進を図るため、市内の事業所等に対する防火査察及び住宅防火に係る広報活動等を実施します。

12-2-4. 分団器庫建設事業

消防局警防課

大規模災害時において、消防団員が長期に活動できる環境を確保するため、既存器庫の適切な維持、更新を行います。令和8(2026)年度は、第16分団1・3班器庫及び第13分団2班器庫の建替工事を行います。

12-2-5. 腐食消火栓の改修事業

消防局警防課

消防水利の整備を図るため、腐食して使用不能になっている消火栓を計画的に改修します。

12-2-6. 公設防火水槽の適切な維持管理

消防局財務課

道路上に埋設された防火水槽及び老朽化が疑われる昭和55(1980)年以前に設置された公設防火水槽の維持管理を計画的に進めています。

老朽化した常備消防車両の更新及び整備を行います。

令和8(2026)年度は、化学消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、人員輸送車を整備します。

高齢化の進展等により救急需要の増大が予想されるため、引き続き、地域の実情に応じて増隊の検討を行い、救急体制の充実強化を図ります。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 市民活動への支援と協働の推進

市民が環境問題や高齢者への支援、子供の安全など共通の目的に向かって取り組む活動に参加できるよう、多様な主体が活動しやすい環境づくりや意識の啓発などを行います。

施策2 町会・自治会活動の促進

町会・自治会が、良好な近隣関係を形成するとともに、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、各地域の特色・特性を踏まえた活動への支援や市民の町会・自治会活動への参画機会の拡大を図ります。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|---------------|----------------------|-------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| | | | | (参考) | |
| 市民力発見サイト登録団体数 | 544団体 (令和5年度) | → | 維持を目指す (令和9年度) | 維持を目指す (令和13年度) | (施策1)市民活動への支援と協働の推進 |
| 町会・自治会加入世帯数 | 206,854世帯 (令和5年度) | ↑ | 207,417世帯 (令和9年度) | 209,014世帯 (令和13年度) | (施策2)町会・自治会活動の促進 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|-----------------|-------|-----------------|---------------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| ふなばし夏のボランティア体験参加者数 (施策1)市民活動への支援と協働の推進 | 610人 (令和5年度) | ↑ | 700人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 13-1-2 |

主要な事業

13-1-1. ふなばし市民活動フェア

市民協働課

広く市民が市民活動に参加するきっかけとなるよう、市民活動団体のパネル展示やブース出展等により団体の活動内容を伝えます。

13-1-2. ふなばし夏のボランティア体験事業

市民協働課

中学生・高校生・専門学校生・大学生が市民活動団体や福祉施設等でボランティア体験ができるよう、主に夏休み期間中に「ふなばし夏のボランティア体験」を開催します。

13-1-3. 市民公益活動公募型支援事業

市民協働課

市民活動団体の活動を支援するため、市内で活動する団体が提案する事業で、公益性や必要性があると認めた事業に対し、事業経費の一部を助成します。

13-2-1. 町会自治会館設置費補助事業

自治振興課

町会・自治会館を設置する町会・自治会に対し設置費等の一部を助成します。

13-2-2. 地区連地域活動支援補助事業

自治振興課

24地区コミュニティ活性化のため、広域で地域活動を行う地区連絡協議会に対し、当該地域活動に係る費用の一部を助成します。

13-2-3. 町会自治会交付金事業

自治振興課

市と町会・自治会との連携を図り、住みよい地域社会を形成するため、町会・自治会へ1世帯あたり420円交付します。

13-2-4. 防犯灯設置管理事業 新規

自治振興課

町会・自治会の負担軽減を図るため、町会・自治会が希望する場合、一定の基準を満たした防犯灯は、市で管理業務を担います。市で管理する防犯灯は、リース契約にて一括管理を行います。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 国際交流・多文化共生の推進

国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進します。

外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。

施策2 男女共同参画の推進

性別に関わらず誰もが様々な活動に均等に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の意識の醸成や性の多様性への理解を進めます。

配偶者等からの暴力の根絶のため、予防啓発を行うとともに、被害者の安全確保や自立支援を推進します。

施策3 平和施策の推進

市民一人一人が平和都市宣言の趣旨を理解し、恒久平和の達成に向け次世代に平和の大切さを継承していくため、市民意識の啓発を図ります。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|---------------|------------------|-------|------------------|---------------------------|--------------|
| 平和都市宣言の市民の認知度 | 49.7% (令和6年度) | ↑ | 55.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | (施策3)平和施策の推進 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|-------------------|-------|-------------------|---------------------------|--------|
| 外国人総合相談窓口相談件数 (施策1)国際交流・多文化共生の推進 | 2,924件 (令和5年度) | - | 3,120件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 14-1-2 |
| 市主催講座等の定員に対する参加人数の割合 (施策2)男女共同参画の推進 | 75.4% (令和5年度) | ↑ | 90.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 14-2-1 |
| 平和の集いの参加者で「来年も来てみたい」と回答した人の割合 (施策3)平和施策の推進 | 54.2% (令和5年度) | ↑ | 70.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 14-3-2 |

主要な事業

14-1-1. 姉妹都市交流事業 拡大

国際交流課

アメリカ・ヘイワード市、デンマーク・オーデンセ市、中国・西安市との姉妹・友好都市交流を行います。
令和8(2026)年度は、ヘイワード市姉妹都市提携40周年の記念事業を行います。
また、高校生12名をヘイワード市へ派遣する費用を助成します。

14-1-2. 外国人総合相談窓口の活用

国際交流課

市内及び地域の外国人住民を対象に、多言語(日本語含む12言語)に対応した相談窓口において、来訪、電話、メールにより生活に関わる様々な疑問や悩みの相談を受け、必要な情報提供とともに、適切な支援窓口等につなぎます。
また、多言語対応(日本語、やさしい日本語含む13言語)の専用ホームページにより関連情報の提供を行います。

14-1-3. 外国人住民の実態調査 新規

国際交流課

外国人住民の生活状況や行政サービスに関するニーズや意見を把握するための実態調査を実施します。

14-2-1. 男女共同参画意識の醸成のための講座等の開催

市民協働課

男女共同参画意識の醸成のため、女性の活躍推進、ハラスメント防止、男性の子育て・介護への参画、性的少数者への理解促進の講座等を開催します。

14-3-1. 平和派遣事業 拡大

総務法制課

平和式典への参加や被爆関連施設、戦争遺構の見学等をとおして、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝え、恒久平和への理解と認識を高めてもらうことを目的として、平和式典の開催都市や重要な戦争遺構が所在する都市に、次世代を担う青少年を派遣します。

14-3-2. 平和の集いの開催

総務法制課

戦争の悲惨さや平和の尊さを広く市民に呼びかけ、平和都市宣言の趣旨を周知するため、継続的に「平和の集い」を開催し、平和派遣事業に参加した派遣者による報告会や、平和をテーマとした講演会等を開催します。

基本施策を構成する施策の方向

施策1 住宅セーフティネットの充実

居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネットの充実を図ります。

施策2 住宅ストックの適正な管理と質の向上

各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化を支援するほか、マンション管理の適正化を促進します。

管理不全の空き家の発生の予防・解消のため、空き家の適切な管理の促進とともに、有効活用の手法の検討・実施を行います。

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|-------------------------------------|-------|---------------------------------------|--|--------|
| | | | | (参考) | |
| 市営住宅の新規借上戸数 (施策1)住宅セーフティネットの充実 | - (令和2年度) | ↑ | 90戸 (令和9年度) | 110戸 (令和12年度) | 15-1-1 |
| 「住まいるサポート船橋」の相談解決 (成約含む)割合 (施策1)住宅セーフティネットの充実 | 69% (令和5年度) | ↑ | 85% (令和9年度) | 85% (令和13年度) | 15-1-3 |
| 補助金を活用した住宅改修支援件数 (施策2)住宅ストックの適正な管理と質の向上 | 83件 (内マンション 共用部4件) (令和5年度) | ↑ | 203件 (内マンション共 用部10件) (令和9年度) | 240件 (内マンション共 用部10件) (令和13年度) | 15-2-1 |
| 空家法第12条(所有者等による適切な 管理への助言、情報提供)に基づく対 応件数 (施策2)住宅ストックの適正な管理と質の向上 | 424件 (令和5年度) | - | 400件 (令和9年度) | 350件 (令和13年度) | 15-2-3 |

主要な事業

15-1-1. 市営住宅の適正供給

住宅政策課

住宅確保要配慮者が住宅を確保しやすくなるよう、市営住宅供給方針に基づき、民間賃貸住宅等を市営住宅として、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間で新たに110戸借り上げます。

15-1-2. 結婚新生活・近居同居支援事業

住宅政策課

結婚して新生活を始める若者世帯に住居確保に係る費用の一部を助成します。また、引き続き親世帯と子育て世帯が近居又は同居するために要する費用の一部を助成します。

低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者を対象に、民間賃貸物件の情報提供などの居住支援サービスを行う相談窓口「住まいのサポート船橋」を運営する船橋市居住支援協議会に対し、運営に必要な費用の一部を補助します。

安心して居住できる良好な住宅ストックの形成を図り、高齢になっても住み続けられる居住環境を推進するため、持ち家及び分譲マンション共用部分のバリアフリー化等に要する工事費用の一部を助成します。

マンション管理に関する様々な問題を抱えるマンション管理組合・居住者を対象に、マンション管理士が無料相談を実施します。また、分譲マンション管理組合に対し、管理組合の運営や管理規約等に関する事、維持管理費や修繕積立金等の財務に関する事等の相談に応じるマンション管理士等を派遣します。

適切な管理が行われていない空家等の発生を抑制するため、空家等の所有者等に対し、各種情報提供や啓発等を行います。また、適切な管理が行われていない空家等について、空家法に基づき所有者等や現地を調査し、空家等の所有者等に対して助言や情報提供を行い、所有者等による空家等の適切な管理を促します。

なお、管理する権限を有する者が明らかでない空家等については、民法に基づく財産管理制度をより一層活用し、解消を図ります。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 交通安全意識の啓発

歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。

施策2 防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。

施策3 安心できる消費生活の確立

市民の消費トラブルを防止・解消するため、消費生活相談の受付のほか、被害に遭わないための知識の啓発や被害に遭った時の相談先・相談方法の情報提供を行います。

施策4 生活衛生の向上

衛生的で快適な生活環境を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、動物の飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。

墓地の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、市営霊園の整備・充実を進めます。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|-------------------------|------------------|-------|------------------|-----------------------|-------------------|
| | | | | (参考) | |
| 交通事故負傷者数 | 1,151件 (令和5年) | ↓ | 920件 (令和9年) | 730件 (令和13年) | (施策1)交通安全意識の啓発 |
| 電話de詐欺被害件数 | 166件 (令和5年) | ↓ | 130件 (令和9年度) | 110件 (令和13年度) | (施策2)防犯体制の充実 |
| 消費生活相談のうち解決や情報提供等に至った割合 | 98.6% (令和5年度) | ↑ | 98.9% (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | (施策3)安心できる消費生活の確立 |
| 犬及び猫に関する苦情届出数 | 825件 (令和5年度) | → | 850件 (令和9年度) | 860件 (令和13年度) | (施策4)生活衛生の向上 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---------------------------------|--------------------|-------|--------------------|---------------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| 交通安全教室の参加者数 (施策1)交通安全意識の啓発 | 25,204人 (令和5年度) | → | 25,200人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 16-1-1 |
| 防犯講座の参加者数 (施策2)防犯体制の充実 | 1,133人 (令和5年度) | ↑ | 1,180人 (令和9年度) | 1,230人 (令和13年度) | 16-2-1 |
| 新規消費生活相談件数 (施策3)安心できる消費生活の確立 | 4,569件 (令和5年度) | - | 4,542件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 16-3-1 |
| しつけ方教室の参加者数 (施策4)生活衛生の向上 | 222人 (令和5年度) | → | 230人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 16-4-2 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|------|------|--------------|-----------|
| 事業名 | 馬込霊園整備事業 | | | 担当課 | 環境保全課 |
| 事業番号 | 16-4-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 58,421 千円 |
| 実施内容 | 馬込霊園第5次整備計画に位置づけられている合葬墓の整備に向けて実施設計を行います。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 実施設計 | 建設工事 | 建設工事 | |

主要な事業

16-1-1. 交通安全教室・交通安全啓発活動事業

市民安全推進課

交通事故を減少させるため、幼稚園児・保育園児、小学生、中学生、高齢者等の各世代に対し交通安全教室の開催や、交通安全に関するチラシの配布等により交通安全啓発活動を実施します。

16-1-2. 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業

市民安全推進課

自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進を図るため、ヘルメット購入費用の一部を補助します。

16-2-1. 電話de詐欺等防止対策事業

市民安全推進課

電話de詐欺等の被害を減少させるため、防犯講座を開催するほか、電話de詐欺防止装置の貸出しを実施します。

16-2-2. 防犯パトロール隊支援物資支給事業

市民安全推進課

町会・自治会等が結成する防犯パトロール隊の活動を支援するため、月1回以上のパトロール実績がある等、一定の要件を満たした団体に対し物資を支給します。

16-2-3. 防犯カメラ設置費及び運営費補助事業

市民安全推進課

犯罪に対する抑止力の向上を図るため、自主防犯活動を実施する町会・自治会や商店会等の地域団体に対し、防犯カメラの設置及び維持・管理・修繕等に要する費用の一部を補助します。

16-2-4. 犯罪被害者等支援事業

市民安全推進課

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、経済的支援、日常生活等の支援などを行います。

16-2-5. 住まいの防犯対策物品購入費補助事業

市民安全推進課

防犯対策の強化を図るため、住宅に設置する防犯対策物品の購入・設置費用の一部を補助します。

16-3-1. 消費生活相談・啓発事業

消費生活センター

消費生活センターにおいて、消費者トラブル等に関する相談を受けるほか、消費者トラブルの未然・拡大防止のため、民生児童委員や介護支援事業所職員に対する研修や、福祉施設へのチラシ等配布を行います。また、若年者の深刻な消費者トラブルの増加や成年年齢が18歳に引き下げられたことから、中学生及び小学生を対象にチラシ配布等の消費者教育及び啓発を行います。

16-4-2. 犬・猫しつけ方及び動物愛護指導教室の開催

衛生指導課

犬・猫に基本的なマナーをしつけるとともに、災害時における避難所生活への備えのため、犬・猫のしつけ方教室を開催します。また、動物愛護指導センター獣医師やボランティアを希望のあつた学校に派遣し、動物愛護指導教室を実施します。

16-4-3. 飼い主のいない猫の不妊手術事業

衛生指導課

地域に生息する飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、京葉地域獣医師会会員の動物病院に委託して、又は動物愛護指導センターにて不妊手術を実施します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 商業環境の整備

商店街の賑わい創出と周辺住民の買い物利便性向上のため、商店会活動の支援や空き店舗対策などにより、商業環境の整備を推進します。

自宅近隣に店舗がない市民の日常における買い物の不便を解消するため、買い物支援を実施します。

施策2 企業活動の活性化支援

市内企業の経営基盤を安定・強化させるため、資金調達や経営改善、事業承継などを支援します。
新規産業の育成が進むよう、新たに市内で起業・創業を目指す人を支援します。

施策3 安定的な雇用の確保

市内企業の労働力不足の解消を図るとともに、多様な人材が希望どおり働くよう、就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進します。

施策4 卸売市場の機能強化・充実

広域的な流通拠点として、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、品質管理・衛生管理の高度化に対応できる施設の整備を推進します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|-------------|----------------------|-------|----------------------|-----------------------|-------------------|
| | | | | (参考) | |
| 小売業の年間商品販売額 | 5,606億円 (令和3年度) | ↑ | 5,750億円 (令和9年度) | 5,951億円 (令和13年度) | (施策1)商業環境の整備 |
| 全産業事業所数 | 15,194事業所 (令和3年度) | ↑ | 15,250事業所 (令和9年度) | 15,290事業所 (令和13年度) | (施策2)企業活動の活性化支援 |
| 全産業従業者数 | 192,205人 (令和3年度) | ↑ | 195,000人 (令和9年度) | 198,000人 (令和13年度) | (施策3)安定的な雇用の確保 |
| 卸売市場の取扱額 | 311.7億円 (令和5年度) | ↑ | 329.3億円 (令和9年度) | 345.1億円 (令和13年度) | (施策4)卸売市場の機能強化・充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|----------------------------------|-------|--------------------------|---------------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| 商店街賑わいづくり支援事業実施件数 (施策1) 商業環境の整備 | 14件 (令和5年度) | → | 14件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 17-1-1 |
| 創業者数 (施策2)企業活動の活性化支援 | 68人 (令和5年度) | → | 51人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 17-2-1 |
| 共同ビジネスマッチングのマッチング件数 (施策2)企業活動の活性化支援 | 72件 (令和5年度) | ↑ | 90件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 17-2-4 |
| ふなばし地域若者サポートステーション 就職決定者数 (施策3)安定的な雇用の確保 | 137人 (令和5年度) | → | 140人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 17-3-3 |
| 市場施設再整備事業 (施策4)卸売市場の機能強化・充実 | 冷蔵庫棟・関連店舗棟基本・ 実施設計 (令和5年度) | - | 建築費高騰等を 踏まえた 事業の推進 | - | 17-4-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 事業名 | 市場施設再整備事業 | | | 担当課 | 地方卸売市場総務課 |
| 事業番号 | 17-4-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 97,330 千円 |
| 実施内容 | 経営戦略において策定した施設再整備計画に基づき、耐震性能が不足する施設から優先的に更新整備を進めます。冷蔵庫棟及び関連店舗棟の基本設計及び実施設計、建替工事等を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | 建築費高騰等を踏まえた 事業の推進 | |

主要な事業

17-1-1. 商店街賑わいづくり支援事業

商工振興課

商店街の活性化を図るため、地域の賑わいを創出する消費者参加型イベントの開催や、地域の賑わいを演出するイルミネーションの設置等を行う商店会に補助金を交付します。

17-1-2. 空き店舗対策事業

商工振興課

空き店舗の早期解消と賑わいの創出を図るため、市街化区域内の空き店舗に新たに出店する事業者に対し、賃料や改装費の一部を助成するとともに、空き店舗の物件情報を市ホームページに掲載します。

17-2-1. 創業支援推進事業

商工振興課

市内での創業を促進するため、啓発講座としての「ふなばし起業スクールオープンセミナー」や、知識取得のための「ふなばし起業スクールフォローアップセミナー」等を開催します。

市内事業者の設備投資等を促進するため、工場設備投資等に対し、固定資産税(家屋・償却資産)の税相当額等の補助金を交付します。

融資を受ける中小企業者の金利負担の軽減を図るため、船橋市中小企業融資規則等に基づき資金の融資を受けた中小企業者に対し、利子の一部を補給します。

事業者同士を繋げ、販路開拓や新製品開発の支援を図るため船橋商工会議所が実施する共同ビジネスマッチング事業に対し助成します。

本市へのふるさと納税寄附者に対して、地場産品を返礼品として贈呈することにより、市の歳入確保を図るだけでなく、市内事業者のPR及び売上向上を支援します。また、返礼品を効果的にPRするため、ふるさと納税ポータルサイトに有料の検索連動型広告を出稿します。

漁業、農業、商業、工業に限らず、文化・芸術やスポーツなど、異なる分野の若手事業者などを対象とした交流の場を設けることで、情報交換や人的ネットワーク形成を支援します。

女性や高齢者、外国人の方など多様な人材が活躍できる、ダイバーシティの推進を図るため、誰もが働きやすい環境の整備や、従業員の満足度向上、生産性を向上させるワーク・ライフ・バランスの推進を支援します。

障害者の雇用機会の拡大を図るため、職場実習先開拓や実習を受け入れた企業への奨励金交付を実施し、また障害者雇用優良事業所表彰や雇用啓発・推進イベントを実施します。

就労困難な若年層から就職氷河期世代までの職業的・経済的自立を促進するため、個別相談や自立支援プログラム等の支援を「ふなばし地域若者サポートステーション」にて市独自事業として実施します。

市民の生鮮食料品等に対する理解を深めるとともに消費拡大を図るため、市場内事業者と連携を進め、各種イベント等を通じて卸売市場の魅力を市民へ発信します。

品質管理の徹底による安全・安心な商品の提供、当市場の機能や役割等をPRすることにより、生鮮食料品等の消費拡大を図ります。

18

農水産業



基本施策を構成する施策の方向

施策1 人材育成と農地活用

高齢化・後継者不足による農業・漁業就業者の減少に対応するとともに、農水産業を持続的に発展させるため、担い手の確保・育成を図ります。

耕作放棄地の発生を抑制し、農地を保全するため、農地の利用を促進するとともに、農地の多様な活用を図ります。

施策2 流通・販売の強化

生産者の経営基盤を安定・強化させるため、生産者の収益性を高める販売機会の拡大や環境整備を支援します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | | 関連施策名 |
|------------|-------------------|-------|-------------------|---------------------------|---|---------------------------------|
| | | | | | | |
| 農業産出額 | 64億円 (令和4年) | → | - | - | - | (施策1)人材育成と農地活用 (施策2)流通・販売の強化 |
| 耕作放棄地の面積 | 70.6ha (令和5年度) | ↓ | 60.9ha (令和9年度) | 51.2ha (令和13年度) | - | (施策1)人材育成と農地活用 |
| 船橋産水産物の漁獲量 | 3,210t (令和5年度) | → | 3,210t (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | - | (施策2)流通・販売の強化 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | | 関連事業番号 |
|----------------------------------|-----------------|-------|-----------------|---------------------------|---|--------|
| | | | | | | |
| 認定農業者の数 (施策1)人材育成と農地活用 | 151人 (令和5年度) | → | 151人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | - | 18-1-1 |
| 次世代産地整備支援事業補助件数 (施策2)流通・販売の強化 | 2件 (令和5年度) | ↑ | 7件 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | - | 18-2-4 |

主要な事業

18-1-1. 農地流動化促進事業

農水産課

農地の貸借において、貸し手及び借り手に補助金等の支援をすることにより、農地の流動化を促進し、優良農地を保全します。また、農業経営者の高齢化の問題に対処し、生産性の高い農業を確立するため、農用地等の確保とその有効利用を進めるとともに、農業経営の規模拡大・改善、担い手の育成を図ります。

船橋のなし・船橋にんじん・小松菜・枝豆などの船橋産農産物及びホンビノス貝・三番瀬海苔などの船橋産水産物の認知度及びブランド力の維持向上のため、市内外でPRします。

環境に配慮した農業を支援するため、農地保全施設費(土留鋼板)、土壤飛散防止対策事業費、低濃度エタノール水溶液土壤消毒事業費に対する補助を行います。

国・県・市が費用負担し、三番瀬漁業の主力水産物(海苔・アサリ)の保護及び干潟漁場の管理を目的とした千葉県水産多面的機能発揮対策地域協議会を設置しています。この協議会指導のもと、機能低下を招く生物駆除(ツメタガイ等)事業・耕耘(漁場開墾)事業、漁業体験などを実施します。

本市の園芸農業の生産力の強化・拡大やスマート農業の推進を図るため、パイプハウス等の施設整備、省力化機械や省エネエネルギー型機械等の導入、環境モニタリング装置の整備等に要する経費の一部を助成します。

生産性の高い施設園芸を支援し、持続性の高い都市農業の振興を図るため、既設農業用ハウスの張替え、及び省エネルギー型暖房機の入れ替えにかかる経費の一部を補助します。

三番瀬海苔の安定生産のため、漁業協同組合が実施する海苔養殖業者の生産力強化に向けた取組みや、一般船舶突入事故防止対策にかかる経費の一部を補助します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 持続可能なまちづくり

将来にわたり、まちの利便性や賑わいを維持・充実するため、「船橋市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用の誘導を図るとともに、地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。

施策2 良好な市街地の整備

賑わいのある拠点や便利で住み良い住環境の創出のため、地域特性に応じた市街地整備を進めます。

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連事業番号 |
|---------------------------------|--------------------|-------|--------------------|-------------------------------|
| | | | | |
| 海老川上流地区のまちづくり (施策2)良好な市街地の整備 | 事業計画の促進 (令和5年度) | — | 事業計画の促進 (令和9年度) | 事業計画の促進 (令和13年度) 19-2-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|--------------------------|----|--------------------------|--------------------------|
| 事業名 | 「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくり | | | 担当課 | 政策企画課・都市政策課 |
| 事業番号 | 19-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 2,210,278千円 |
| 実施内容 | 海老川上流地区において、「ふなばしメディカルタウン構想」に基づくまちづくりを進めるほか、海老川上流地区土地区画整理組合への支援を行います。また、海老川上流地区土地区画整理事業に併せ、東葉高速鉄道株式会社が実施する駅施設の整備等に要する費用を負担します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 組合に対する助成 駅施設の整備等の費用負担 | | 組合に対する助成 駅施設の整備等の費用負担 | 組合に対する助成 駅施設の整備等の費用負担 |

| | | | | | |
|------|--|------|----|--------------|-------------|
| 事業名 | 飯山満地区土地区画整理事業 | | | 担当課 | 飯山満地区画整理事務所 |
| 事業番号 | 19-2-2 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 886,961千円 |
| 実施内容 | 飯山満駅周辺において、急激な市街化によるスプロール化の防止および公共施設の整備改善、土地利用の再編成による環境の良い健全な市街地の造成を目的とし、事業計画に基づき令和9(2027)年度の概成を目標として土地区画整理事業を推進します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 整備工事 | | 整備工事 | — |

| | | | | | |
|------|--|--|----|-----------------------------------|------------------------------------|
| 事業名 | 二和東5丁目市有地活用事業 | | | 担当課 | 政策企画課・二宮出張所・公園緑地課・道路建設課・西図書館・北部公民館 |
| 事業番号 | 19-2-3 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 516,846 千円 |
| 実施内容 | 国家公務員宿舎二和住宅跡地等において、都市機能の充実を図るため、京成松戸線二和向台駅前に交通広場、駐車場・駐輪場、公園を整備します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | ·解体工事 ·駐車場・駐輪場工事 ·道路工事 ·公園基本・実施設計 | | ·駐車場・駐輪場工事 ·道路工事 ·公園基本・実施設計 | ·公園工事 |

主要な事業

19-1-1. 市街化調整区域土地利用方針検討調査事業 新規 都市計画課

市街化調整区域について、それぞれの地域の現状や各種計画等に応じ、地域ごとの土地利用の方向性を示す「市街化調整区域における土地利用方針(仮称)」の策定について検討します。

19-2-4. 船橋駅南口市街地再開発事業 都市整備課

船橋駅南口C1・C2街区のまちづくり準備会の活動を支援するとともに、まちづくり方針の検討を行います。
令和8(2026)年度は、船橋駅南口駅前広場の整備方針を検討します。

19-2-5. 浜町2丁目市有地活用事業 新規 政策企画課

浜町2丁目市有地の活用に向けて、土地の不動産鑑定及び事業者募集に係る専門委員会を開催します。

19-2-6. 船橋駅周辺まちづくり構想策定事業 新規 都市政策課

船橋駅周辺において計画的なまちづくりを推進するため、駅周辺にどのような機能が必要なのかを検討し、目指すべき将来像やその実現に向けたまちづくりの方針、取組のイメージなどを示すまちづくり構想を策定します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 歩行者空間の整備

歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化を推進します。

施策2 自転車利用環境の整備

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。

施策3 道路ネットワークの構築

交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。

施策4 地域公共交通の活性化

高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通機関の利用を促進します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 (参考) | 関連施策名 | |
|--------------|----------------------|-------|----------------------|---------------------------|--|
| | | | | (参考) | |
| 交通事故発生件数 | 1,004件 (令和5年) | ↓ | 924件 (令和9年) | 844件 (令和13年) | (施策1)歩行者空間の整備 (施策2)自転車利用環境の整備 (施策3)道路ネットワークの構築 |
| 市幹線道路の平均旅行速度 | 16.3km/h (令和4年度) | ↑ | - | - | (施策3)道路ネットワークの構築 |
| 市内路線バスの利用者数 | 57,699人/日 (令和5年度) | → | 57,699人/日 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | (施策4)地域公共交通の活性化 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|--|-------------------|-------|-------------------|---------------------------|------------------|
| | | | | (参考) | |
| ゾーン30及びゾーン30プラスの累計整備地区数 (施策1)歩行者空間の整備 | 30地区 (令和5年度) | ↑ | 34地区 (令和9年度) | 38地区 (令和13年度) | 20-1-2 |
| 自転車走行環境整備率 (施策2)自転車利用環境の整備 | 0% (令和4年度) | ↑ | 62.5% (令和9年度) | 100% (令和13年度) | 20-2-2 |
| 駅周辺等の放置自転車等台数 (施策2)自転車利用環境の整備 | 970台 (令和5年度) | ↓ | 930台 (令和9年度) | 900台 (令和13年度) | 20-2-3 20-2-4 |
| 都市計画道路の整備率 (施策3)道路ネットワークの構築 | 45.1% (令和5年度) | ↑ | 46.8% (令和9年度) | 47.8% (令和13年度) | 20-3-1 |
| 公共交通不便地域解消事業利用者数 (施策4)地域公共交通の活性化 | 976人/日 (令和5年度) | → | 976人/日 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 20-4-2 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|-----------|----|--------------|-------------------|
| 事業名 | 歩道環境整備事業 | | | 担当課 | 道路建設課 |
| 事業番号 | 20-1-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 233,200 千円 |
| 実施内容 | 歩行者の安全を確保するため、小栗原架道橋の東側への新たな歩道橋の設置と、京成松戸線鎌ヶ谷大仏3号踏切道の拡幅を行います。 また、歩行者の移動円滑化を目的として、バリアフリー法における重点整備地区内の道路等にベンチを設置します。 | | | | |
| 事業指標 | 箇所名 | R8 | | R9 | R10 |
| | 小栗原架道橋 | 上部工工事委託 | | 上部工工事委託 | 上部工工事委託 道路改良工事 |
| | 鎌ヶ谷大仏3号踏切 | 踏切道拡幅工事委託 | | 踏切道拡幅工事委託 | - |

| | | | | | |
|------|--|----------------------|----|--------------|-------|
| 事業名 | シェアサイクル事業 | | | 担当課 | 政策企画課 |
| 事業番号 | 20-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | - |
| 実施内容 | 交通の混雑緩和、環境への負荷の低減、市民の健康増進などの効果が期待できる自転車利用を促進するため、民間事業者と共同でシェアサイクル事業を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | シェアサイクルポートの設置数 拡大 | | 事業継続 | 事業継続 |

| | | | | | |
|--------------|---|--------------|---------|--------------|--------------|
| 事業名 | 都市計画道路整備事業 | | | 担当課 | 道路計画課・道路建設課 |
| 事業番号 | 20-3-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 1,455,870 千円 |
| 実施内容 | 慢性的な交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、船橋市道路整備プログラムに基づき、都市計画道路3・3・7号線(旭町工区)で事業認可取得に向けて設計を行います。また、現在事業中の都市計画道路3・3・7号線(海神工区)など5路線で用地買収や道路改良等を行います。 | | | | |
| 事業 指 標 | 路線名 | R8 | R9 | R10 | |
| | 3・3・7海神 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | 工事 | |
| | 3・3・7旭町 | 橋梁予備設計、用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | |
| | 3・3・7本町 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | |
| | 3・3・8東町 | — | 用地測量 | 用地買収 | |
| | 3・4・20習志野台 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | |
| | 3・4・25習志野台 | 用地買収 | 用地買収、工事 | — | |
| | 3・4・25高根台 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | 工事 | |
| | 3・4・27二宮 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | 工事 | |
| | 3・4・27前原東 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | |
| | 3・5・31印内 | 用地買収、工事、詳細設計 | 用地買収、工事 | 用地買収、工事 | |

主要な事業

20-1-2. 生活道路安全対策事業

道路建設課

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を確保するため、一定の区域で車両の最高速度を時速30キロに制限する速度規制と、車両の通行部分を狭くする狭さなどを用いた速度抑制を組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進します。

20-1-3. 歩道維持事業

道路維持課

歩道における歩行者の安全・安心な通行を確保するため、路面危険箇所の修繕ほか、段差解消等のバリアフリー化を行います。

20-1-4. 移動等円滑化関連事業 新規

道路計画課

本市における面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、市内施設のバリアフリー化の現状や各種関係団体へのヒアリングの調査等を実施し、移動円滑化基本構想の見直しや新たな移動等円滑化促進方針等の検討を行います。

20-2-2. 自転車走行環境整備事業

道路建設課

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、道路上に矢羽根、ピクトグラムなどの路面表示を設置し、自転車走行環境の整備を行います。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況を把握し将来需要予測を勘案しながら、利用状況に則した利用方法の検討や駐輪場の整備を行います。

放置自転車を減少させるため、各駅等の放置自転車の状況を把握し、移送回数の増減を行うなど効果的に移送を行います。

また、放置の多い場所において、街頭指導員が巡回することで自転車利用者に対して意識の向上を図ります。

舗装のひび割れや穴など道路の不具合を迅速に把握し補修等対応につなげるため、市民等からLINEを通じて写真や位置情報を手軽に通報してもらう道路通報システムを運用します。

歩行者の安全や車両交通の円滑化を図るため、道路拡幅や排水整備等の局部的な道路改良を行います。

歩行者の安全を確保するとともに、交通渋滞を緩和し、車両交通の円滑化を図るため、交差点の改良を行います。

令和8(2026)年度は、市道00-013号線の交差点改良工事を行うほか、市道00-005号線の交差点を改良するための設計等を行います。

道路交通の安全や良好な生活環境を確保するため、路面状態が悪化している舗装版の打換えなどを行うほか、穴や亀裂などの部分的な補修を行います。

老朽化による排水機能の低下や舗装面と段差が生じている箇所等を改善するため、排水施設の布設替えを行います。

交通ビッグデータを活用して市内の交通状況を見える化し、客観的データに基づく交通の円滑化や生活道路の安全対策を、「船橋市交通ビッグデータ見える化協議会」において立案します。

鉄道の利用を促進するとともに、利用者の円滑な移動を確保するため、JR津田沼駅北口駅前ペデストリアンデッキにエレベーターを設置しバリアフリー化を図ります。

公共交通不便地域における地域住民等の移動を確保するため、市、地域住民及び事業者が協働して行うバスの運行に要する費用の一部をバス事業者に補助します。

公共交通不便地域における持続可能な地域内交通手段を確保するため、地域住民が運行主体となってグリーンスローモビリティを運行します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 下水道の整備と管理

生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るために、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の下水道整備について検討を行います。

下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。

施策2 し尿処理体制の充実

生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るために、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

西浦処理場については、し尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーの原料として供給できる施設として再整備を行います。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|-----------|----------------------------|-------|--------|------|----------------------------------|
| 市内河川のBOD値 | 1.3～7.7 mg/L (令和5年度) | ↓ | - | - | (施策1)下水道の整備と管理 (施策2)し尿処理体制の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|------------------------------------|------------------|-------|------------------------------|-------------------|--------|
| 公共下水道普及率 (施策1)下水道の整備と管理 | 91.8% (令和5年度) | ↑ | 市街化区域概成 (約95%) (令和8年度) | 95% (令和13年度) | 21-1-1 |
| 高度処理型合併処理浄化槽の普及率 (施策2)し尿処理体制の充実 | 32.7% (令和5年度) | ↑ | 50.0% (令和9年度) | 60.0% (令和13年度) | 21-2-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|------------|----|--------------|--------------|
| 事業名 | 下水道整備事業(管渠) | | | 担当課 | 下水道河川整備課 |
| 事業番号 | 21-1-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 1,580,100 千円 |
| 実施内容 | 生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るとともに、汚水処理の拡充を図るために、管路施設の整備を進めます。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | | R9 | R10 |
| | 内容 | 夏見台、丸山地区 等 | | 高根台、小室地区 等 | 高根台、小室地区 等 |

| | | | | | |
|------|--|----------------|---------------|------------------|--------------|
| 事業名 | 下水道整備事業(管路施設長寿命化対策) | | | 担当課 | 下水道河川管理課 |
| 事業番号 | 21-1-2 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 1,766,800 千円 |
| 実施内容 | 老朽化に伴う管路施設の破損を未然に防ぐとともに、改築に伴うコストを低減するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 湊町・高根台・中山・西船地区 | 高根台・習志野台・中山地区 | 高根台・習志野台・中山・西船地区 | |

| | | | | | |
|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 事業名 | 下水道整備事業(下水処理場及びポンプ場長寿命化対策) | | | 担当課 | 下水道河川整備課 |
| 事業番号 | 21-1-3 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 2,997,700 千円 |
| 実施内容 | 老朽化に伴う下水処理場及びポンプ場の処理機能等の停止を未然に防ぐとともに、改築に伴うコストを低減するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 西浦・高瀬下水処理場の水処理設備更新 等 | 西浦・高瀬下水処理場の水処理設備更新 等 | 西浦・高瀬下水処理場の水処理設備更新 等 | |

主要な事業

21-2-1. 合併処理浄化槽設置事業補助事業

環境保全課

下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換を促すため、設置費、撤去費及び宅内配管工事費について補助します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 自然を活かした水辺の整備

市民の憩いや交流の場の創出のほか、生物の生息・生育環境や多様な水辺の景観を形成するとともに、地下水のかん養や流域内の保水機能を確保するため、多自然川づくりや調整池等を活用した水辺空間の整備を推進します。

施策2 緑の保全と公園緑地の整備

本市の特性を踏まえた景観や水と緑のネットワークを形成・維持するとともに、市民が豊かな緑を感じられるよう、樹林地等の緑を保全・活用するほか、公園緑地の整備を推進します。

施策3 生物多様性の保全・利用

生物多様性の保全のため、市内の動植物の生息状況を把握し、自然環境の保全の施策に繋げます。三番瀬については、千葉県や関係自治体と連携し、保全・再生を図りながら、将来的なラムサール条約登録を目指した取り組みを進めます。

本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る意識を醸成するため、市民・事業者に対して環境に関する情報発信を行うほか、環境保全活動や環境学習等のイベントを実施します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|----------------|----------------------------------|-------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| | | | | | |
| 市内河川のBOD値(再掲) | 1.3~7.7 mg/L (令和5年度) | ↓ | - | - | (施策1)自然を活かした水辺の整備 |
| 市民一人当たりの都市公園面積 | 3.39m ² /人 (令和5年度) | ↑ | 3.72m ² /人 (令和9年度) | 3.91m ² /人 (令和13年度) | (施策2)緑の保全と公園緑地の整備 |
| 生物多様性の認知度 | 40.6% (令和4年度) | ↑ | 41% (令和8年度) | 43% (令和12年度) | (施策3)生物多様性の保全・利用 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|----------------------------------|---------------------|-------|-------------------|-----------------------|--------|
| | | | | | |
| 多自然川づくり改修延長 (施策1)自然を活かした水辺の整備 | 5,110m (令和5年度) | ↑ | 5,450m (令和9年度) | 5,830m (令和13年度) | 22-1-1 |
| 都市公園の総面積 (施策2)緑の保全と公園緑地の整備 | 219.68ha (令和5年度) | ↑ | 236ha (令和9年度) | 247ha (令和13年度) | 22-2-2 |
| エコカレッジ卒業者数 (施策3)生物多様性の保全・利用 | 30人 (令和5年度) | → | 30人 (令和9年度) | 令和9年度と同水準 (令和13年度) | 22-3-2 |

計画事業

| | | | | | |
|------|---|-----------|----|--------------|------------|
| 事業名 | 準用河川駒込川整備事業【再掲】 | | | 担当課 | 下水道河川整備課 |
| 事業番号 | 22-1-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | 272,904 千円 |
| 実施内容 | 準用河川駒込川について、治水安全度を向上させるため、河道を拡幅して流下能力を増やします。また、市民が親しみと安らぎを感じられるよう、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりを実施します。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 用地買収、河川改修 | | 用地買収、河川改修 | |

主要な事業

22-2-1. 樹林地の保全事業

公園緑地課

樹林地を保全するため、都市環境の保全や景観形成、防災等の機能に優れた樹林地を用地買収等により都市緑地とすることや、指定樹林に指定し管理費用の助成等を行います。また、住宅地に隣接する樹林地を市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。

22-2-2. 公園・緑地の整備事業

公園緑地課

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公園が不足している地区を中心に公園適地の調査を進め、用地買収等を行った上で公園・緑地を整備します。令和8(2026)年度は、(仮称)芝山第3調整池公園の基本設計、(仮称)三山6丁目4号公園及び(仮称)田喜野井1丁目2号公園の実施設計を行います。また、(仮称)丸山3丁目4号公園の整備工事を行います。

22-2-3. 森林整備事業

農水産課・公園緑地課・青少年課

ふなばしアンデルセン公園、青少年キャンプ場等において、ナラ枯れした樹木等の伐採・運搬・処分を行います。また、私有林のナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林害虫防除材(粘着シート)の配布や樹木の伐採等を行うほか、健全木を防護ネットで被覆します。

22-2-4. 緑の基本計画の改定

公園緑地課

平成28(2016)年度に改定した「緑の基本計画」の目標中間年度が令和7(2025)年度であることから、施策評価等を実施し計画の見直しを行います。

22-2-5. アンデルセン公園整備事業

公園緑地課

老朽化した設備や建物の改修等を行います。令和8(2026)年度は、童話館リニューアル工事の設計業務を行います。また、童話館外壁屋上防水改修工事及び子ども美術館エレベーター改修工事等を行います。

22-3-1. 指標種を用いたモニタリング事業 拡大

環境政策課

市民の環境意識の醸成を図ること及び地域の環境状況の変化を把握することを目的として、市民・市民団体・学校等の多様な主体と連携し、身近な生きものを指標種として、スマートフォンアプリも活用したモニタリングを実施します。結果については、マップ化等により可視化し、幅広く情報共有を図ります。

自然環境を中心に、環境に関するテーマを幅広く学ぶ「ふなばしエコカレッジ」により、生物多様性に関する取組のリーダーや、市民団体の後継者などを育成し、地域における継続的な環境保全活動を促進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る意識を醸成するため、ふなばし三番瀬環境学習館において、貴重な干潟である三番瀬や船橋産の食材などの地域資源を活かした学習やワークショップなどを開催します。また、市内小学校の校外学習を積極的に受け入れ、子供たちに環境について学ぶ機会を提供します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的事項を定めた「生物多様性ふなばし戦略」を令和8(2026)年度に改定します。

アライグマやハクビシンといった繁殖力の強い外来種の生息範囲拡大への対策及び市民等への生活被害の拡大を防止するため、アライグマ等の防除を業者に委託します。

23

環境負荷の低減

| | | | | | | |
|----------------------|-------------------|------------------|---------------|-----------------|--------------|----------------------|
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 9 産業と技術革新の基礎をつくろう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
|----------------------|-------------------|------------------|---------------|-----------------|--------------|----------------------|

基本施策を構成する施策の方向

施策1 ごみの適正処理

循環型社会を構築するため、ごみの発生抑制と資源化を促進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者と連携して監視体制の強化を図ります。

施策2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

施策3 生活環境の保全

まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。大気環境を改善し、市民が安全で快適な生活を送れるように、工場等からの大気汚染の防止対策を推進します。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|--------------------|-------------------------------------|-------|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | | | | (参考) | |
| ごみ総排出量 | 204,314t (令和2年度) | ↓ | 193,000t (令和9年度) | 182,000t (令和13年度) | (施策1)ごみの適正処理 |
| リサイクル率(出口側の循環利用率) | 21.5% (令和5年度) | ↑ | 27.0% (令和9年度) | 30.0% (令和13年度) | (施策1)ごみの適正処理 |
| 最終処分量 | 7,833t (令和5年度) | ↓ | 6,700t (令和9年度) | 5,900t (令和13年度) | (施策1)ごみの適正処理 |
| 市域から排出される温室効果ガス排出量 | 3,842千t-CO ₂ (平成25年度) | ↓ | 2,387千t-CO ₂ (令和9年度) | 1,972千t-CO ₂ (令和13年度) | (施策1)ごみの適正処理 (施策2)地球温暖化対策の推進 (施策3)生活環境の保全 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---|--------------------------------------|-------|------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| | | | | (参考) | |
| 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (施策1)ごみの適正処理 | 483.8g (令和5年度) | ↓ | 480.0g (令和9年度) | 440.0g (令和13年度) | 23-1-1 |
| 市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量 (施策2)地球温暖化対策の推進 | 150,627t-CO ₂ (平成25年度) | ↓ | 90,817t-CO ₂ (令和9年度) | 73,728t-CO ₂ (令和13年度) | 23-2-1 23-2-5 23-2-6 |
| クリーン船橋530の日参加人数 (施策3)生活環境の保全 | 5,030人 (令和5年度) | ↑ | 5,600人 (令和9年度) | 6,000人 (令和13年度) | 23-3-1 |

計画事業

| | | | | | |
|------|--|---------|-----------------------|--------------|-------|
| 事業名 | 廃棄物発電を活用した自己託送事業 | | | 担当課 | 環境政策課 |
| 事業番号 | 23-2-1 | 区分 | 継続 | 令和8年度 予算額 | - |
| 実施内容 | 北部及び南部の両清掃工場の廃棄物発電の余剰電力を本庁舎等の公共施設へ供給する自己託送を実施し、エネルギーの地産地消を図るとともに、その他必要となる残りの電力を再生可能エネルギー100%の電力で調達することで、公共施設の使用電力の脱炭素化を進めます。 | | | | |
| 事業指標 | 年度 | R8 | R9 | R10 | |
| | 内容 | 10施設に供給 | 10施設に供給 対象施設の拡充を検討 | 検討後の対象施設へ供給 | |

主要な事業

23-1-1. 環境学習の推進

資源循環課

ごみの減量や資源化に取り組むきっかけや環境への関心を高めるため、小中学生向けの出前授業や夏休み親子教室、啓発紙の配布など若年層向けの啓発を実施するほか、環境教育に活用できるコンテンツの充実など環境学習を推進します。

23-1-2. 事業系ごみの適正排出と分別の推進

資源循環課・廃棄物指導課

事業系ごみの適正排出と分別の推進のため、事業系一般廃棄物の組成調査や清掃工場におけるピット前検査を強化するほか、事業者向け啓発紙を配布するなど、排出事業者への指導を行います。

23-1-3. 食品ロス削減の推進

資源循環課・廃棄物指導課

食品ロス削減の推進のため、フードドライブによる未利用食品の活用のほか、事業者認定制度により食品ロスに取り組む事業者の支援を行います。また、「てまえどり」を促すPOPを作成し、スーパー等市内で食料品を取り扱う店舗に掲示します。

23-1-4. ごみ減量化対策事業

クリーン推進課

家庭から排出される生ごみを削減するため、生ごみを堆肥化・減量化する容器及び処理機の購入費用の一部を助成します。

23-1-5. 海洋プラスチック対策に向けた調査研究及び周知啓発事業

環境保全課

効果的な海洋プラスチックごみ対策を検討するため、引き続き日本大学生産工学部と連携しながら、市内の河川及び三番瀬周辺の海域の水を採取し、実態調査を進めるとともに、小中学生を含め市民への環境学習や環境フェア等において啓発を行います。

23-1-6. 不法投棄等対策事業

廃棄物指導課

不法投棄等の未然防止及び早期対応のため、平日日中にパトロールする他、警備会社へ夜間・休日等のパトロールを委託します。また、不法投棄情報提供に関する覚書を締結した民間事業者やLINE等を用いた市民からの通報に基づく対応を実施します。より広い視野をもって市内監視が行えるドローンを用いて、監視体制の強化を図ります。

23-2-2. 太陽光発電システム設置費補助事業

環境政策課

温室効果ガスの削減を図るため、住宅における太陽光発電システム設備設置費用の一部を助成します。令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、申請の受付件数を拡大します。

23-2-3. 住宅用設備等脱炭素化促進事業

環境政策課

温室効果ガス排出量の削減及び非常時における自立電源確保のため、住宅における省エネルギー設備設置費用、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車や、電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給するV2H充放電設備を購入した場合の費用の一部を助成します。また、集合住宅向け電気自動車等充電設備も助成の対象とします。

23-2-4. 地球温暖化対策事業

環境政策課

ゼロカーボンシティを目指して市民・事業者の「省エネや再エネの促進」、「ライフスタイルや事業スタイルの転換」を図るため、緑のカーテンの普及や講演会のほか、出前講座、小中学校における環境学習などの啓発事業を実施します。

23-2-5. 電動車導入事業

環境政策課

市の事務事業における温室効果ガス削減のため、電気自動車及びハイブリッド自動車を購入します。

23-2-6. 避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業【再掲】

危機管理課・環境政策課

避難所等の公共施設に太陽光発電設備と蓄電池を事業者の費用により設置し、そこで発電した電力を市が買い取り、公共施設で使用する電力の脱炭素化を図るとともに、災害時における公共施設の電力の一部を確保します。

23-3-1. 市内一斉清掃事業

クリーン推進課

道端に散乱するごみを一掃し、ごみのない住み良い地域“環境にやさしい美しいまちづくり”的啓発のため、町会・自治会などと市が一体となり、市内で一斉に行う美化活動として、クリーン船橋530の日及び船橋をきれいにする日を開催します。

23-3-2. 街かど美化指導事業

クリーン推進課

ごみ収集ステーションのごみの散乱防止及び清潔保持のため、ごみ収集ステーションの管理者または使用者の代表者に、ごみ散乱防止ネットやほうき・ちりとりセットを貸与します。

23-3-3. 大気汚染防止対策事業

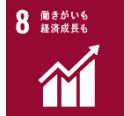
環境保全課

工場等からの大気汚染を防止するため、事業者のVOC(揮発性有機化合物)等の排出を監視し、削減に向けて指導します。また、自動車排出ガス削減のため、環境フェアやその他イベントの機会を活用し、市民に対しエコドライブの啓発を実施します。

23-3-4. 路上喫煙及びポイ捨て防止事業 拡大

クリーン推進課

清潔、安全及び快適な生活環境を確保するため、美化清掃及び「路上喫煙及びポイ捨て防止条例」の啓発を行います。令和8(2026)年度は、路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域にJR南船橋駅周辺を追加します。



基本施策を構成する施策の方向

施策1 広報・広聴機能の充実

広く多くの市民へ市政情報を届けるため、多様な媒体を活用して情報提供の充実を図ります。

複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴機能の充実を図ります。

施策2 魅力発信の充実

本市の地域資源が活かされ、まちが活性化されるよう、観光スポットやロケ地の紹介、誘客を図るほか、新たな魅力の発掘と発信に取り組みます。

状態・課題指標

| 指標名 | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連施策名 |
|-------------------|-----------------------|-------|-----------------------|---------------------------|-----------------|
| | | | | (参考) | |
| 広報ふなばしを読んでいる市民の割合 | 63.1% (令和5年度) | ↑ | 65.7% (令和9年度) | 67.8% (令和13年度) | (施策1)広報・広聴機能の充実 |
| 観光入込客数 | 1,478,421人 (令和5年度) | ↑ | 1,800,000人 (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | (施策2)魅力発信の充実 |

成果指標

| 指標名(関連施策名) | 基準値 | 目指す方向 | 目標・見込量 | (参考) | 関連事業番号 |
|---------------------------------|--------------------|-------|--------------------|---------------------------|--------|
| | | | | (参考) | |
| マチイロ登録者数 (施策1)広報・広聴機能の充実 | 22,712人 (令和5年度) | ↑ | 25,281人 (令和9年度) | 30,481人 (令和13年度) | 24-1-1 |
| 市民意識調査の回収率 (施策1)広報・広聴機能の充実 | 46.9% (令和5年度) | ↑ | 55.0% (令和9年度) | 令和9年度と 同水準 (令和13年度) | 24-1-2 |
| 船橋市内で撮影等が行われた件数 (施策2)魅力発信の充実 | 30件 (令和5年度) | ↑ | 35件 (令和9年度) | 40件 (令和13年度) | 24-2-1 |

主要な事業

24-1-1. 広報ふなばし発行事業

広報課

「広報ふなばし」を多くの市民に読んでもらえるよう、新聞折り込みのほか、公共施設・商業施設などで配布します。また、新聞未購読世帯で希望する方には、無料で家庭に「広報ふなばし」をお届けする「ポスティングサービス」を実施するほか、「広報ふなばし」を無料でダウンロードできるスマートフォン用アプリ「マチイロ」を運用します。

市民に期待される行政施策を図るために、市民の市政に対する意識を調査する市民意識調査を実施します。
市民の意向を把握し、市政に活かすために、eモニターを活用し、意見や要望を伺うアンケート調査を実施します。

24-2-1. 口ヶ地PR(ふなばしロケーションズ「ふなロケ」)事業

商工振興課

ロケ支援の取り組みのPRやロケ地を観光資源とする機運を醸成するため、本市が撮影を支援した映画・ドラマなどを市ホームページで紹介するほか、パネルやサイン色紙、ポスターで紹介する企画展「ふなばしロケーションズ“ふなロケ”」を開催します。

24-2-2. プロ・企業スポーツ連携推進事業【再掲】

商工振興課

プロ・企業スポーツチーム及び関係機関と連携し、交流・関係人口の創出、地域・経済の活性化を推進するため、プロスポーツ等連携推進委員会において、パブリックビューイングなどの地域イベントや市内主要駅周辺への装飾をはじめとしたシティプロモーション等を行います。

主要な事業

| | |
|---|--------------------------|
| 25-1-1. オンライン申請の拡大 | デジタル行政推進課 |
| 市民の利便性の向上を図るため、スマートフォンやタブレットで行政手続が簡単にできるオンライン申請を拡大します。 | |
| 25-1-2. 土地家屋現況図システムの導入 | 資産税課 |
| 固定資産評価に必要な地籍図や家屋現況図等をデジタル化するため、土地家屋現況図システムを導入します。 | |
| 25-1-3. 標準準拠システムの導入 | デジタル行政推進課 |
| 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき標準化対象とされた業務のうち、今後移行を予定している税関連・障害者福祉等について、標準仕様に対応したシステムの導入を進めます。 | |
| 25-1-4. ホームページ作成システムの更新 拡大 | 広報課・デジタル行政推進課 |
| デザインの更新及び検索機能の強化、スマートフォンからの操作性向上等により、誰もが見やすく使いやすいホームページを構築します。 | |
| 25-1-5. 消防団アプリの導入 新規 | デジタル行政推進課・消防局警防課 |
| 災害出動時及び大規模災害時の消防団員への連絡時間の短縮、活動報告等の事務負担削減のため、消防団アプリを導入します。 | |
| 25-1-6. サポートルーム入退室管理システムの導入 新規 | デジタル行政推進課・教育総務課・総合教育センター |
| 児童生徒の安全確保、受付事務の負担軽減を図るため、サポートルームに入退室管理システムを導入します。 | |
| 25-1-7. アーティストバンクサイトの構築 新規 | デジタル行政推進課・文化課 |
| 船橋市にゆかりのある文化芸術活動を行う団体や個人(アーティスト)とその発表の場(スポット)を、一覧で誰もが容易に検索することができるホームページを構築します。 | |
| 25-1-8. 災害情報共有システムの導入 新規 | 危機管理課・デジタル行政推進課 |
| 災害対策本部における情報共有や意思決定を迅速かつ適切に実施するとともに市民へも迅速に情報提供するため、災害情報共有システムを導入します。 | |
| 25-1-9. 窓口支援システムの導入 新規 | デジタル行政推進課 |
| 市民の利便性向上と職員の負担軽減に資する「書かない、行かない、途切れない」窓口を本庁舎において実現するため、窓口支援システムを導入します。 | |
| 25-1-10. 特別教室への電子黒板の導入 拡大 | 教育総務課 |
| 市立小・中学校の教育の充実を図るため、普通教室に加え、理科室、音楽室にも電子黒板を導入します。 | |

4 担当課別事業索引

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|-----------|--------|------|-----------------------------------|----|
| 危機管理課 | 11-1-1 | 主要 | 自主防災組織補助金交付事業 | 46 |
| 危機管理課 | 11-1-2 | 主要 | 総合防災訓練 | 46 |
| 危機管理課 | 11-1-4 | 主要 | 家具転倒防止器具設置費補助事業 | 46 |
| 危機管理課 | 11-1-5 | 主要 | 避難所運営委員会補助金交付事業 | 46 |
| 危機管理課 | 11-2-1 | 主要 | 災害時の非常通信手段の充実 | 47 |
| 危機管理課 | 11-2-2 | 主要 | 防災備蓄品の整備 | 47 |
| 危機管理課 | 11-2-3 | 主要 | 避難所等における生活環境の整備 | 47 |
| 危機管理課 | 11-2-5 | 主要 | 避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業 | 47 |
| 危機管理課 | 23-2-6 | 主要 | 避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業【再掲】 | 79 |
| 危機管理課 | 25-1-8 | 主要 | 災害情報共有システムの導入 | 82 |
| 広報課 | 24-1-1 | 主要 | 広報ふなばし発行事業 | 80 |
| 広報課 | 25-1-4 | 主要 | ホームページ作成システムの更新 | 82 |
| 市民の声を聞く課 | 24-1-2 | 主要 | 市民意識調査・eモニター | 81 |
| 国際交流課 | 14-1-1 | 主要 | 姉妹都市交流事業 | 55 |
| 国際交流課 | 14-1-2 | 主要 | 外国人総合相談窓口の活用 | 55 |
| 国際交流課 | 14-1-3 | 主要 | 外国人住民の実態調査 | 55 |
| 政策企画課 | 19-2-1 | 計画 | 「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくり | 66 |
| 政策企画課 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 政策企画課 | 19-2-5 | 主要 | 浜町2丁目市有地活用事業 | 67 |
| 政策企画課 | 20-2-1 | 計画 | シェアサイクル事業 | 69 |
| 総務法制課 | 14-3-1 | 主要 | 平和派遣事業 | 55 |
| 総務法制課 | 14-3-2 | 主要 | 平和の集いの開催 | 55 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-1 | 主要 | オンライン申請の拡大 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-3 | 主要 | 標準準拠システムの導入 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-4 | 主要 | ホームページ作成システムの更新 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-5 | 主要 | 消防団アプリの導入 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-6 | 主要 | サポートルーム入退室管理システムの導入 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-7 | 主要 | アーティストバンクサイトの構築 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-8 | 主要 | 災害情報共有システムの導入 | 82 |
| デジタル行政推進課 | 25-1-9 | 主要 | 窓口支援システムの導入 | 82 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|---------|--------|------|------------------------|----|
| 資産税課 | 25-1-2 | 主要 | 土地家屋現況図システムの導入 | 82 |
| 自治振興課 | 13-2-1 | 主要 | 町会自治会館設置費補助事業 | 53 |
| 自治振興課 | 13-2-2 | 主要 | 地区連地域活動支援補助事業 | 53 |
| 自治振興課 | 13-2-3 | 主要 | 町会自治会交付金事業 | 53 |
| 自治振興課 | 13-2-4 | 主要 | 防犯灯設置管理事業 | 53 |
| 市民協働課 | 13-1-1 | 主要 | ふなばし市民活動フェア | 52 |
| 市民協働課 | 13-1-2 | 主要 | ふなばし夏のボランティア体験事業 | 52 |
| 市民協働課 | 13-1-3 | 主要 | 市民公益活動公募型支援事業 | 52 |
| 市民協働課 | 14-2-1 | 主要 | 男女共同参画意識の醸成のための講座等の開催 | 55 |
| 市民安全推進課 | 15-2-3 | 主要 | 空家等適正管理促進事業 | 57 |
| 市民安全推進課 | 16-1-1 | 主要 | 交通安全教室・交通安全啓発活動事業 | 59 |
| 市民安全推進課 | 16-1-2 | 主要 | 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業 | 59 |
| 市民安全推進課 | 16-2-1 | 主要 | 電話de詐欺等防止対策事業 | 59 |
| 市民安全推進課 | 16-2-2 | 主要 | 防犯パトロール隊支援物資支給事業 | 59 |
| 市民安全推進課 | 16-2-3 | 主要 | 防犯カメラ設置費及び運営費補助事業 | 60 |
| 市民安全推進課 | 16-2-4 | 主要 | 犯罪被害者等支援事業 | 60 |
| 市民安全推進課 | 16-2-5 | 主要 | 住まいの防犯対策物品購入費補助事業 | 60 |
| 二宮出張所 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 福祉政策課 | 4-3-1 | 主要 | 重層的支援体制整備事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 4-1-1 | 主要 | 生活支援体制づくり推進事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 4-1-2 | 主要 | 地域福祉バス借上料補助事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 4-2-1 | 主要 | 生活困窮者居住支援事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 4-2-2 | 主要 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 4-3-1 | 主要 | 重層的支援体制整備事業 | 25 |
| 地域福祉課 | 11-1-3 | 主要 | 避難行動要支援者支援事業 | 46 |
| 障害福祉課 | 1-3-3 | 主要 | 施設の感染症対応力向上に向けた研修等の実施 | 18 |
| 障害福祉課 | 5-1-1 | 主要 | 障害者週間記念事業・理解啓発パンフレット配布 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-1 | 主要 | 障害者(児)総合相談支援事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-2 | 主要 | 障害者就業・生活支援センター事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-3 | 主要 | 移動支援事業 | 27 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|-----------|--------|------|-------------------------|----|
| 障害福祉課 | 5-2-4 | 主要 | 障害者援護施設等整備費補助事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-5 | 主要 | 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-6 | 主要 | 重度障害者等就労支援事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-7 | 主要 | 重度身体障害者等入浴サービス事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-9 | 主要 | 障害者日常生活用具給付事業 | 27 |
| 障害福祉課 | 5-2-10 | 主要 | 心身障害者援護施設運営費補助事業 | 28 |
| 障害福祉課 | 5-2-11 | 主要 | 障害福祉人材確保対策事業 | 28 |
| 生活支援課 | 4-2-6 | 主要 | 子どもの進路選択支援事業 | 25 |
| 指導監査課 | 1-3-3 | 主要 | 施設の感染症対応力向上に向けた研修等の実施 | 18 |
| 高齢者福祉課 | 1-3-3 | 主要 | 施設の感染症対応力向上に向けた研修等の実施 | 18 |
| 高齢者福祉課 | 3-2-1 | 計画 | 特別養護老人ホーム整備促進事業 | 22 |
| 高齢者福祉課 | 3-1-1 | 主要 | 高齢者いきいき健康教室 | 22 |
| 高齢者福祉課 | 3-2-3 | 主要 | 介護ロボット等導入支援事業費補助事業 | 22 |
| 高齢者福祉課 | 3-4-1 | 主要 | 生活・介護支援センター事業 | 23 |
| 高齢者福祉課 | 3-4-2 | 主要 | 緊急通報装置貸与事業 | 23 |
| 高齢者福祉課 | 3-4-3 | 主要 | 高齢者補聴器助成事業 | 23 |
| 高齢者福祉課 | 3-4-4 | 主要 | 介護用品支給事業 | 23 |
| 高齢者福祉課 | 3-4-5 | 主要 | 身寄りのない高齢者等サポート事業 | 23 |
| 地域包括ケア推進課 | 2-1-1 | 主要 | 在宅医療支援拠点運営業務 | 20 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-2-2 | 主要 | 介護人材バンク事業 | 22 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-3-1 | 主要 | 認知症地域支援推進事業 | 22 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-3-2 | 主要 | 認知症見守りGPSサポート事業 | 23 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-3-3 | 主要 | 成年後見制度普及事業 | 23 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-3-4 | 主要 | 地域包括支援センター相談事業 | 23 |
| 地域包括ケア推進課 | 3-3-5 | 主要 | 認知症高齢者等サポート医事業 | 23 |
| 介護保険課 | 3-2-4 | 主要 | 介護職員初任者研修等費用助成事業 | 22 |
| 介護保険課 | 3-2-5 | 主要 | 介護・福祉の合同就職説明会「PORT」開催事業 | 22 |
| 介護保険課 | 3-2-6 | 主要 | 介護人材確保対策事業 | 22 |
| 介護保険課 | 6-2-1 | 主要 | 介護保険事業の安定的運営 | 29 |
| 介護保険課 | 6-2-2 | 主要 | 介護保険料の収入確保 | 29 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|---------|--------|------|-----------------------------|----|
| 健康政策課 | 2-3-2 | 主要 | 看護師等養成修学資金貸付事業 | 20 |
| 健康政策課 | 2-4-1 | 主要 | 健康医療相談事業 | 20 |
| 健康政策課 | 2-4-2 | 主要 | AED設置事業 | 20 |
| 地域保健課 | 1-1-1 | 主要 | ふなばし健康ポイント事業 | 17 |
| 地域保健課 | 1-1-4 | 主要 | 「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業 | 18 |
| 地域保健課 | 1-1-5 | 主要 | 公園を活用した健康づくり事業 | 18 |
| 地域保健課 | 7-3-1 | 主要 | 妊婦・乳幼児健康診査事業 | 33 |
| 地域保健課 | 7-3-2 | 主要 | こんにちは赤ちゃん事業 | 33 |
| 地域保健課 | 7-3-3 | 主要 | 妊娠・出産支援事業 | 33 |
| 地域保健課 | 7-3-5 | 主要 | 妊婦のための支援給付事業 | 34 |
| 地域保健課 | 7-3-6 | 主要 | 産後ケア事業 | 34 |
| 健康づくり課 | 1-1-2 | 主要 | ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業 | 17 |
| 健康づくり課 | 1-1-3 | 主要 | 健康スケール事業 | 17 |
| 健康づくり課 | 1-2-1 | 主要 | 特定健康診査 | 18 |
| 健康づくり課 | 1-2-2 | 主要 | 特定保健指導 | 18 |
| 健康づくり課 | 1-2-3 | 主要 | がん検診事業 | 18 |
| 健康づくり課 | 1-2-4 | 主要 | 個別予防接種事業 | 18 |
| 健康づくり課 | 1-2-5 | 主要 | 骨粗しょう症検診事業 | 18 |
| 健康づくり課 | 2-2-3 | 主要 | がん患者等支援事業 | 20 |
| 国保年金課 | 6-1-1 | 主要 | 収納率向上対策の強化 | 29 |
| 国保年金課 | 6-1-2 | 主要 | 医療費の適正化 | 29 |
| 保健総務課 | 2-2-1 | 主要 | 難病相談事業 | 20 |
| 保健総務課 | 2-2-2 | 主要 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | 20 |
| 保健総務課 | 5-2-8 | 主要 | 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 | 27 |
| 保健総務課 | 7-4-2 | 主要 | 医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業 | 34 |
| 健康危機対策課 | 1-3-2 | 主要 | 新たな感染症発生に備えた研修・訓練等の実施 | 18 |
| 健康危機対策課 | 1-3-3 | 主要 | 施設の感染症対応力向上に向けた研修等の実施 | 18 |
| 健康危機対策課 | 11-2-1 | 主要 | 災害時の非常通信手段の充実 | 47 |
| 健康危機対策課 | 11-2-4 | 主要 | 病院前救護所設置・運営訓練の実施 | 47 |
| 衛生指導課 | 1-3-1 | 主要 | 食品等事業者に対する衛生教育 | 18 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|------------|--------|------|----------------------------|----|
| 衛生指導課 | 16-4-2 | 主要 | 犬・猫しつけ方及び動物愛護指導教室の開催 | 60 |
| 衛生指導課 | 16-4-3 | 主要 | 飼い主のいない猫の不妊手術事業 | 60 |
| こども家庭支援課 | 4-2-3 | 主要 | 学習支援事業 | 25 |
| こども家庭支援課 | 4-2-4 | 主要 | 高校生キャリア支援事業 | 25 |
| こども家庭支援課 | 4-3-2 | 主要 | ヤングケアラー支援事業 | 25 |
| こども家庭支援課 | 7-2-2 | 主要 | 不登校支援事業 | 33 |
| こども家庭支援課 | 7-5-1 | 主要 | 母子等自立支援プログラム策定事業 | 34 |
| こども家庭支援課 | 7-5-2 | 主要 | 養育費等支援事業 | 34 |
| 子育て給付課 | 4-2-5 | 主要 | 大学受験料等支援事業 | 25 |
| 子育て給付課 | 7-3-4 | 主要 | 子ども医療扶助事業 | 33 |
| 児童相談所開設準備課 | 7-6-1 | 計画 | 児童相談所整備事業 | 31 |
| 児童相談所開設準備課 | 7-6-2 | 主要 | 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業 | 34 |
| 児童相談所開設準備課 | 7-6-3 | 主要 | こども家庭センター運営事業 | 34 |
| 児童相談所開設準備課 | 7-6-4 | 主要 | 児童相談所運営事業 | 34 |
| 保育入園課 | 7-1-3 | 主要 | 職員の処遇向上に要する費用(ふなばし手当)の補助事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-4 | 主要 | 保育士養成修学資金貸付事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-5 | 主要 | 保育士就職支援事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-6 | 主要 | 保育体制強化事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-7 | 主要 | 障害児保育に要する費用の補助事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-8 | 主要 | 一時預かり事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-10 | 主要 | 保育料のきょうだい軽減 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-11 | 主要 | 翻訳機器の導入支援事業 | 32 |
| 保育入園課 | 7-1-12 | 主要 | 乳児等通園支援事業 | 33 |
| 保育運営課 | 7-1-1 | 主要 | 保育所等整備事業 | 31 |
| 保育運営課 | 7-1-2 | 主要 | こども送迎センター事業 | 32 |
| 保育運営課 | 7-1-12 | 主要 | 乳児等通園支援事業 | 33 |
| 地域子育て支援課 | 7-2-1 | 主要 | 放課後ルーム整備事業 | 33 |
| 地域子育て支援課 | 7-2-4 | 主要 | プレーパーク事業 | 33 |
| 療育支援課 | 7-4-1 | 主要 | こども発達相談センター運営事業 | 34 |
| 療育支援課 | 7-4-2 | 主要 | 医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業 | 34 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|---------|--------|------|------------------------------|----|
| 療育支援課 | 7-4-3 | 主要 | 医療的ケア児通所支援受入促進事業 | 34 |
| 環境政策課 | 11-2-5 | 主要 | 避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業 | 47 |
| 環境政策課 | 22-3-1 | 主要 | 指標種を用いたモニタリング事業 | 75 |
| 環境政策課 | 22-3-2 | 主要 | ふなばしエコカレッジ事業 | 76 |
| 環境政策課 | 22-3-3 | 主要 | ふなばし三番瀬環境学習館の活用事業 | 76 |
| 環境政策課 | 22-3-4 | 主要 | 生物多様性地域戦略の改定 | 76 |
| 環境政策課 | 22-3-5 | 主要 | アライグマ等防除事業 | 76 |
| 環境政策課 | 23-2-1 | 計画 | 廃棄物発電を活用した自己託送事業 | 78 |
| 環境政策課 | 23-2-2 | 主要 | 太陽光発電システム設置費補助事業 | 78 |
| 環境政策課 | 23-2-3 | 主要 | 住宅用設備等脱炭素化促進事業 | 79 |
| 環境政策課 | 23-2-4 | 主要 | 地球温暖化対策事業 | 79 |
| 環境政策課 | 23-2-5 | 主要 | 電動車導入事業 | 79 |
| 環境政策課 | 23-2-6 | 主要 | 避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業【再掲】 | 79 |
| 環境保全課 | 16-4-1 | 計画 | 馬込霊園整備事業 | 59 |
| 環境保全課 | 21-2-1 | 主要 | 合併処理浄化槽設置事業補助事業 | 73 |
| 環境保全課 | 23-1-5 | 主要 | 海洋プラスチック対策に向けた調査研究及び周知啓発事業 | 78 |
| 環境保全課 | 23-3-3 | 主要 | 大気汚染防止対策事業 | 79 |
| 資源循環課 | 23-1-1 | 主要 | 環境学習の推進 | 78 |
| 資源循環課 | 23-1-2 | 主要 | 事業系ごみの適正排出と分別の推進 | 78 |
| 資源循環課 | 23-1-3 | 主要 | 食品ロス削減の推進 | 78 |
| 廃棄物指導課 | 23-1-2 | 主要 | 事業系ごみの適正排出と分別の推進 | 78 |
| 廃棄物指導課 | 23-1-3 | 主要 | 食品ロス削減の推進 | 78 |
| 廃棄物指導課 | 23-1-6 | 主要 | 不法投棄等対策事業 | 78 |
| クリーン推進課 | 23-1-4 | 主要 | ごみ減量化対策事業 | 78 |
| クリーン推進課 | 23-3-1 | 主要 | 市内一斉清掃事業 | 79 |
| クリーン推進課 | 23-3-2 | 主要 | 街かど美化指導事業 | 79 |
| クリーン推進課 | 23-3-4 | 主要 | 路上喫煙及びポイ捨て防止事業 | 79 |
| 商工振興課 | 10-3-4 | 主要 | プロ・企業スポーツ連携推進事業 | 43 |
| 商工振興課 | 17-1-1 | 主要 | 商店街賑わいづくり支援事業 | 62 |
| 商工振興課 | 17-1-2 | 主要 | 空き店舗対策事業 | 62 |
| 商工振興課 | 17-2-1 | 主要 | 創業支援推進事業 | 62 |
| 商工振興課 | 17-2-2 | 主要 | 再投資企業促進事業 | 63 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|--------------|--------|------|-----------------------------------|----|
| 商工振興課 | 17-2-3 | 主要 | 中小企業融資利子補給事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-2-4 | 主要 | 共同ビジネスマッチング事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-2-5 | 主要 | ふるさと納税推進事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-2-6 | 主要 | 異業種交流事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-3-1 | 主要 | ダイバーシティ推進事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-3-2 | 主要 | 障害者就労支援事業 | 63 |
| 商工振興課 | 17-3-3 | 主要 | 若者就労支援事業 | 63 |
| 商工振興課 | 24-2-1 | 主要 | ロケ地PR(ふなばしロケーションズ「ふなロケ」)事業 | 81 |
| 商工振興課 | 24-2-2 | 主要 | プロ・企業スポーツ連携推進事業【再掲】 | 81 |
| 農水産課 | 18-1-1 | 主要 | 農地流動化促進事業 | 64 |
| 農水産課 | 18-2-1 | 主要 | 農水産物ブランド推進事業 | 65 |
| 農水産課 | 18-2-2 | 主要 | 農業振興計画推進事業(環境に配慮した農業の推進) | 65 |
| 農水産課 | 18-2-3 | 主要 | 水産多面的機能発揮対策事業 | 65 |
| 農水産課 | 18-2-4 | 主要 | 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助事業 | 65 |
| 農水産課 | 18-2-5 | 主要 | 施設園芸再整備事業費補助事業 | 65 |
| 農水産課 | 18-2-6 | 主要 | 三番瀬海苔養殖振興事業費補助事業 | 65 |
| 農水産課 | 22-2-3 | 主要 | 森林整備事業 | 75 |
| 消費生活センター | 16-3-1 | 主要 | 消費生活相談・啓発事業 | 60 |
| 地方卸売市場総務課 | 17-4-1 | 計画 | 市場施設再整備事業 | 62 |
| 地方卸売市場総務課 | 17-4-2 | 主要 | 卸売市場の活性化事業(各種イベント) | 63 |
| 都市政策課 | 19-2-1 | 計画 | 「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくり | 66 |
| 都市政策課 | 19-2-6 | 主要 | 船橋駅周辺まちづくり構想策定事業 | 67 |
| 都市計画課 | 19-1-1 | 主要 | 市街化調整区域土地利用方針検討調査事業 | 67 |
| 都市整備課 | 19-2-4 | 主要 | 船橋駅南口市街地再開発事業 | 67 |
| 都市整備課 | 20-2-3 | 主要 | 自転車等駐車場の整備 | 71 |
| 都市整備課 | 20-2-4 | 主要 | 放置自転車対策の推進 | 71 |
| 公園緑地課 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 公園緑地課 | 22-2-1 | 主要 | 樹林地の保全事業 | 75 |
| 公園緑地課 | 22-2-2 | 主要 | 公園・緑地の整備事業 | 75 |
| 公園緑地課 | 22-2-3 | 主要 | 森林整備事業 | 75 |
| 公園緑地課 | 22-2-4 | 主要 | 緑の基本計画の改定 | 75 |
| 公園緑地課 | 22-2-5 | 主要 | アンデルセン公園整備事業 | 75 |
| 飯山満土地区画整理事務所 | 19-2-2 | 計画 | 飯山満地区土地区画整理事業 | 66 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|----------|---------|------|---------------------------------|----|
| 道路計画課 | 20-3-1 | 計画 | 都市計画道路整備事業 | 70 |
| 道路計画課 | 20-1-4 | 主要 | 移動等円滑化関連事業 | 70 |
| 道路計画課 | 20-3-7 | 主要 | 交通ビッグデータを活用した効果的な渋滞対策・交通安全対策の立案 | 71 |
| 道路計画課 | 20-4-1 | 主要 | JR津田沼駅北口駅前エレベーター設置事業 | 71 |
| 道路計画課 | 20-4-2 | 主要 | 公共交通不便地域解消事業 | 71 |
| 道路計画課 | 20-4-3 | 主要 | グリーンスローモビリティ導入事業 | 71 |
| 道路管理課 | 11-3-13 | 主要 | 護岸整備事業 | 48 |
| 道路維持課 | 11-3-1 | 計画 | 橋りょう維持・耐震化事業 | 45 |
| 道路維持課 | 11-3-13 | 主要 | 護岸整備事業 | 48 |
| 道路維持課 | 20-1-3 | 主要 | 歩道維持事業 | 70 |
| 道路維持課 | 20-3-2 | 主要 | 道路通報システムの運用 | 71 |
| 道路維持課 | 20-3-5 | 主要 | 道路舗装維持・修繕事業 | 71 |
| 道路維持課 | 20-3-6 | 主要 | 道路排水維持事業 | 71 |
| 道路建設課 | 11-3-5 | 計画 | 新船橋橋架け替え及び耐震補強事業 | 46 |
| 道路建設課 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 道路建設課 | 20-1-1 | 計画 | 歩道環境整備事業 | 69 |
| 道路建設課 | 20-3-1 | 計画 | 都市計画道路整備事業 | 70 |
| 道路建設課 | 20-1-2 | 主要 | 生活道路安全対策事業 | 70 |
| 道路建設課 | 20-2-2 | 主要 | 自転車走行環境整備事業 | 70 |
| 道路建設課 | 20-3-3 | 主要 | 道路改良事業 | 71 |
| 道路建設課 | 20-3-4 | 主要 | 交差点整備事業 | 71 |
| 下水道河川整備課 | 11-3-2 | 計画 | 下水道整備事業(地震対策) | 45 |
| 下水道河川整備課 | 11-3-3 | 計画 | 準用河川駒込川整備事業 | 45 |
| 下水道河川整備課 | 11-3-4 | 計画 | 下水道整備事業(雨水管渠整備) | 46 |
| 下水道河川整備課 | 11-3-14 | 主要 | 雨水流出抑制対策事業 | 48 |
| 下水道河川整備課 | 21-1-1 | 計画 | 下水道整備事業(管渠) | 72 |
| 下水道河川整備課 | 21-1-3 | 計画 | 下水道整備事業(下水処理場及びポンプ場長寿命化対策) | 73 |
| 下水道河川整備課 | 22-1-1 | 計画 | 準用河川駒込川整備事業【再掲】 | 75 |
| 下水道施設課 | 11-3-6 | 主要 | 一般排水機場整備事業 | 47 |
| 下水道河川管理課 | 11-3-2 | 計画 | 下水道整備事業(地震対策) | 45 |
| 下水道河川管理課 | 11-3-12 | 主要 | 排水路整備事業(長寿命化対策) | 48 |
| 下水道河川管理課 | 11-3-13 | 主要 | 護岸整備事業 | 48 |
| 下水道河川管理課 | 21-1-2 | 計画 | 下水道整備事業(管路施設長寿命化対策) | 73 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|-----------|---------|------|---------------------------|----|
| 建築指導課 | 11-3-7 | 主要 | 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業 | 47 |
| 建築指導課 | 11-3-8 | 主要 | マンション耐震診断・耐震改修助成事業 | 47 |
| 建築指導課 | 11-3-9 | 主要 | 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断・耐震改修等助成事業 | 47 |
| 建築指導課 | 11-3-10 | 主要 | 危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業 | 48 |
| 宅地課 | 11-3-11 | 主要 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 48 |
| 宅地課 | 11-3-15 | 主要 | 盛土等災害防止事業 | 48 |
| 住宅政策課 | 15-1-1 | 主要 | 市営住宅の適正供給 | 56 |
| 住宅政策課 | 15-1-2 | 主要 | 結婚新生活・近居同居支援事業 | 56 |
| 住宅政策課 | 15-1-3 | 主要 | 居住支援協議会運営支援事業 | 57 |
| 住宅政策課 | 15-2-1 | 主要 | 住宅改修支援事業 | 57 |
| 住宅政策課 | 15-2-2 | 主要 | マンション管理士相談事業 | 57 |
| 消防局総務課 | 12-2-3 | 計画 | 東消防署薬円台出張所建替事業 | 50 |
| 消防局財務課 | 12-2-1 | 計画 | 消防局庁舎建替事業 | 50 |
| 消防局財務課 | 12-2-2 | 計画 | 救急ステーション建替事業 | 50 |
| 消防局財務課 | 12-2-6 | 主要 | 公設防火水槽の適切な維持管理 | 50 |
| 消防局財務課 | 12-2-7 | 主要 | 常備消防車両整備事業 | 51 |
| 消防局予防課 | 12-1-1 | 主要 | 防火安全対策事業 | 50 |
| 消防局警防課 | 12-2-4 | 主要 | 分団器庫建設事業 | 50 |
| 消防局警防課 | 12-2-5 | 主要 | 腐食消火栓の改修事業 | 50 |
| 消防局警防課 | 25-1-5 | 主要 | 消防団アプリの導入 | 82 |
| 消防局救急課 | 12-3-1 | 主要 | 救急隊整備事業 | 51 |
| 医療センター総務課 | 11-2-1 | 主要 | 災害時の非常通信手段の充実 | 47 |
| 新病院建設室 | 2-3-1 | 計画 | 医療センター建替事業 | 20 |
| 教育総務課 | 7-2-3 | 主要 | 朝の子供居場所づくり事業 | 33 |
| 教育総務課 | 8-3-2 | 計画 | 国家公務員宿舎跡地活用事業 | 36 |
| 教育総務課 | 8-1-1 | 主要 | 情報活用の能力を高める教育の推進 | 36 |
| 教育総務課 | 8-1-2 | 主要 | ICT学習支援事業 | 36 |
| 教育総務課 | 8-3-4 | 主要 | ICT支援員派遣事業 | 37 |
| 教育総務課 | 25-1-6 | 主要 | サポートルーム入退室管理システムの導入 | 82 |
| 教育総務課 | 25-1-10 | 主要 | 特別教室への電子黒板の導入 | 82 |
| 施設課 | 8-3-1 | 計画 | 校舎等建替・増築事業 | 36 |
| 施設課 | 8-3-2 | 計画 | 国家公務員宿舎跡地活用事業 | 36 |
| 学務課 | 7-1-9 | 主要 | 私立幼稚園運営費補助事業 | 32 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|----------|--------|------|----------------------|----|
| 学務課 | 8-2-7 | 主要 | 学用品の費用負担事業 | 37 |
| 学務課 | 8-3-7 | 主要 | スクールバス運行事業 | 38 |
| 指導課 | 8-1-1 | 主要 | 情報活用の能力を高める教育の推進 | 36 |
| 指導課 | 8-1-3 | 主要 | 小中連携英語教育の推進 | 36 |
| 指導課 | 8-1-4 | 主要 | 文化芸術鑑賞教室事業 | 36 |
| 指導課 | 8-2-4 | 主要 | スクールカウンセラー配置事業 | 37 |
| 指導課 | 8-2-6 | 主要 | 校内教育支援センター運営事業 | 37 |
| 指導課 | 8-2-8 | 主要 | スクールロイヤー活用事業 | 37 |
| 指導課 | 8-3-5 | 主要 | 運動部・文化部活動の振興 | 38 |
| 指導課 | 8-3-6 | 主要 | 学校運営協議会運営事業 | 38 |
| 保健体育課 | 8-3-5 | 主要 | 運動部・文化部活動の振興 | 38 |
| 保健体育課 | 8-3-8 | 主要 | 給食室への空調設備整備事業 | 38 |
| 総合教育センター | 8-1-1 | 主要 | 情報活用の能力を高める教育の推進 | 36 |
| 総合教育センター | 8-1-2 | 主要 | ICT学習支援事業 | 36 |
| 総合教育センター | 8-2-1 | 主要 | 特別支援学級・通級指導教室の整備 | 37 |
| 総合教育センター | 8-2-2 | 主要 | 支援員配置事業 | 37 |
| 総合教育センター | 8-2-3 | 主要 | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 37 |
| 総合教育センター | 8-2-5 | 主要 | サポートルーム運営事業 | 37 |
| 総合教育センター | 8-3-3 | 主要 | 教員等への研修の充実 | 37 |
| 総合教育センター | 8-3-4 | 主要 | ICT支援員派遣事業 | 37 |
| 総合教育センター | 8-3-7 | 主要 | スクールバス運行事業 | 38 |
| 総合教育センター | 25-1-6 | 主要 | サポートルーム入退室管理システムの導入 | 82 |
| 市立船橋高等学校 | 8-3-2 | 計画 | 国家公務員宿舎跡地活用事業 | 36 |
| 社会教育課 | 9-2-2 | 主要 | ふなばし市民大学校における地域人材の育成 | 40 |
| 北部公民館 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 各公民館 | 9-1-1 | 主要 | 公民館主催事業 | 39 |
| 各公民館 | 9-1-7 | 主要 | 公民館スマホコンシェルジュサービス | 40 |
| 各公民館 | 9-2-1 | 主要 | 地域課題発見・解決事業 | 40 |
| 西図書館 | 9-1-3 | 主要 | 課題解決支援講座の開催 | 40 |
| 西図書館 | 19-2-3 | 計画 | 二和東5丁目市有地活用事業 | 67 |
| 文化課 | 10-2-1 | 計画 | 埋蔵文化財調査研究センター整備事業 | 42 |
| 文化課 | 10-1-1 | 主要 | ふなばし音楽フェスティバル事業 | 42 |
| 文化課 | 10-1-2 | 主要 | 公園協会文化振興事業補助事業 | 42 |

担当課別事業索引

| 担当課名 | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 頁 |
|---------|--------|------|-------------------------|----|
| 文化課 | 10-1-3 | 主要 | 文化団体との協働事業 | 42 |
| 文化課 | 10-1-4 | 主要 | 文化芸術活動支援補助事業 | 42 |
| 文化課 | 10-2-2 | 主要 | 取掛西貝塚保存・活用事業 | 42 |
| 文化課 | 10-2-3 | 主要 | 文化財普及事業 | 42 |
| 文化課 | 10-2-4 | 主要 | 所蔵作品活用事業 | 43 |
| 文化課 | 25-1-7 | 主要 | アーティストバンクサイトの構築 | 82 |
| 郷土資料館 | 10-2-5 | 主要 | 博物館における学校・社会教育施設等との連携事業 | 43 |
| 青少年課 | 9-1-2 | 主要 | ふなっこ未来大学 | 40 |
| 青少年課 | 9-1-4 | 主要 | ふなばしハッピーサタデー | 40 |
| 青少年課 | 9-1-5 | 主要 | 船橋市少年少女交歓大会 | 40 |
| 青少年課 | 9-1-6 | 主要 | 大神保青少年キャンプ場での体験事業 | 40 |
| 青少年課 | 9-2-3 | 主要 | 地域学校協働活動事業 | 40 |
| 青少年課 | 22-2-3 | 主要 | 森林整備事業 | 75 |
| 生涯スポーツ課 | 10-3-1 | 主要 | 障害者スポーツ振興事業 | 43 |
| 生涯スポーツ課 | 10-3-2 | 主要 | 地区スポーツ振興事業補助事業 | 43 |
| 生涯スポーツ課 | 10-3-3 | 主要 | 地域スポーツ推進事業補助事業 | 43 |

5 追加事業・削除事業・重点事業候補一覧

船橋市実施計画【令和8～10年度】から追加した事業

| NO | 事業番号 | 事業種別 | 事業名 | 担当課名 | 頁 |
|----|---------|------|------------------------|--------------------------|----|
| 1 | 4-2-6 | 主要 | 子どもの進路選択支援事業 | 生活支援課 | 25 |
| 2 | 7-1-11 | 主要 | 翻訳機器の導入支援事業 | 保育入園課 | 32 |
| 3 | 7-1-12 | 主要 | 乳児等通園支援事業 | 保育運営課・保育入園課 | 33 |
| 4 | 7-2-3 | 主要 | 朝の子供居場所づくり事業 | 教育総務課 | 33 |
| 5 | 7-2-4 | 主要 | プレーパーク事業 | 地域子育て支援課 | 33 |
| 6 | 7-4-2 | 主要 | 医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業 | 保健総務課・療育支援課 | 34 |
| 7 | 7-4-3 | 主要 | 医療的ケア児通所支援受入促進事業 | 療育支援課 | 34 |
| 8 | 8-2-7 | 主要 | 学用品の費用負担事業 | 学務課 | 37 |
| 9 | 8-2-8 | 主要 | スクールロイヤー活用事業 | 指導課 | 37 |
| 10 | 10-1-4 | 主要 | 文化芸術活動支援補助事業 | 文化課 | 42 |
| 11 | 11-1-5 | 主要 | 避難所運営委員会補助金交付事業 | 危機管理課 | 46 |
| 12 | 13-2-4 | 主要 | 防犯灯設置管理事業 | 自治振興課 | 53 |
| 13 | 14-1-3 | 主要 | 外国人住民の実態調査 | 国際交流課 | 55 |
| 14 | 19-1-1 | 主要 | 市街化調整区域土地利用方針検討調査事業 | 都市計画課 | 67 |
| 15 | 19-2-5 | 主要 | 浜町2丁目市有地活用事業 | 政策企画課 | 67 |
| 16 | 19-2-6 | 主要 | 船橋駅周辺まちづくり構想策定事業 | 都市政策課 | 67 |
| 17 | 20-1-4 | 主要 | 移動等円滑化関連事業 | 道路計画課 | 70 |
| 18 | 23-3-4 | 主要 | 路上喫煙及びポイ捨て防止事業 | クリーン推進課 | 79 |
| 19 | 25-1-4 | 主要 | ホームページ作成システムの更新 | 広報課・デジタル行政推進課 | 82 |
| 20 | 25-1-5 | 主要 | 消防団アプリの導入 | デジタル行政推進課・消防局警防課 | 82 |
| 21 | 25-1-6 | 主要 | サポートルーム入退室管理システムの導入 | デジタル行政推進課・教育総務課・総合教育センター | 82 |
| 22 | 25-1-7 | 主要 | アーティストバンクサイトの構築 | デジタル行政推進課・文化課 | 82 |
| 23 | 25-1-8 | 主要 | 災害情報共有システムの導入 | 危機管理課・デジタル行政推進課 | 82 |
| 24 | 25-1-9 | 主要 | 窓口支援システムの導入 | デジタル行政推進課 | 82 |
| 25 | 25-1-10 | 主要 | 特別教室への電子黒板の導入 | 教育総務課 | 82 |

船橋市実施計画【令和7～9年度】から削除した事業

| NO | 施策番号 | 事業種別 | 事業名 |
|----|--------|------|-------------------|
| 1 | 7-1-13 | 主要 | (仮称)船橋市こども計画の策定 |
| 2 | 10-1-2 | 主要 | 文化活動普及事業 |
| 3 | 17-1-3 | 主要 | 商工業戦略プランの改定 |
| 4 | 25-1-3 | 主要 | キャッシュレス決済サービスの導入 |
| 5 | 25-1-4 | 主要 | 放課後ルームICTシステムの導入 |
| 6 | 25-1-5 | 主要 | デジタル採点システムの導入 |
| 7 | 25-1-6 | 主要 | 交通シミュレーションシステムの改修 |
| 8 | 25-1-7 | 主要 | 文書管理システムの更新 |

令和7(2025)年度に重点事業候補に選定した事業一覧

※重点事業候補とは、第3次総合計画基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現や、社会経済情勢の変化による新たな課題に的確に対応するため、予算編成開始前において選定した新規・拡大事業。

| NO | 重点事業候補 | 担当課名 |
|----|----------------------------|----------|
| 1 | 空き家等適正管理推進事業費 | 市民安全推進課 |
| 2 | 5歳児健康診査 | 地域保健課 |
| 3 | 不登校支援事業 | こども家庭支援課 |
| 4 | 保育所待機児童対策(保育士確保(定着)に資する事業) | 保育入園課 |
| 5 | 放課後ルーム待機児童対策(放課後ルームの増設) | 地域子育て支援課 |
| 6 | 小学生の朝の居場所づくり | 教育総務課 |
| 7 | 特別支援学級増設 | 総合教育センター |
| 8 | 支援員配置事業(支援学級) | 総合教育センター |

6 SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGs の17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

| ゴール | ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割 |
|--|--|
| 1 貧困をなくそう  | <p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p> |
| 2 飢餓をゼロに  | <p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
| 3 すべての人に健康と福祉を  | <p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p> |
| 4 質の高い教育をみんなに  | <p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p> |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう  | <p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p> |
| 6 安全な水とトイレを世界中に  | <p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p> |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  | <p>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p> |
| 8 働きがいも経済成長も  | <p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがないのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> |

| ゴール | ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割 |
|---|---|
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  | <p>【目標9】強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p> |
| 10 人や国の不平等をなくそう  | <p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p> |
| 11 住み続けられるまちづくり  | <p>【目標11】包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p> |
| 12 つくる責任つかう責任  | <p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。</p> |
| 13 気候変動に具体的な対策を  | <p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
| 14 海の豊かさを守ろう  | <p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p> |
| 15 陸の豊かさも守ろう  | <p>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| 16 平和と公正をすべての人に  | <p>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p> |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう  | <p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p> |

船橋市実施計画

(令和8(2026)年度～令和 10(2028)年度)

発行:船橋市 令和8(2026)年2月発行

編集:船橋市企画財政部政策企画課

〒273-8501 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号

TEL 047-436-2057

FAX 047-436-2058